

### 3 江戸川区男女共同参画推進計画推進状況報告書及び推進会議委員の意見等

#### 【担当部署別に取り組む事業】

#### 重点目標 1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

#### 課題（1）就業における男女共同参画の推進

#### 方向性① 男性中心型労働慣行の改善

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
1		男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。 また、掲載の詳細（掲載文章や掲載する媒体等）は所属と都度調整をする。	各所属からの依頼により、広報誌への掲載（5回）区ホームページ（41コンテンツ）SNSへの掲載（延べ39件）区民ニュース（2回）実施した。	A	広報誌やSNS、区民ニュースへの掲載を引き続き各所属と連携して継続していく。	継続	継続して、各所属と連携して情報が区民に行き届くように区ホームページ、広報誌、SNS、区民ニュース等による周知を行っていく。 また、新規情報発信ツール導入時には全庁的に周知し、積極的な配信を実施していく。	広報課
1		男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画週間記念講演会や啓発展示の実施による啓発周知</li> <li>ワーク・ライフ・バランス講座実施時の情報周知</li> <li>SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信（26回）</li> </ul>	A	現状：講座実施の際の啓発資料配布やパネル展示、SNSの配信等により啓発を実施している。 課題：講座等の参加者は、男女共同参画等に当初より関心がある方の参加が多く、年齢にも偏りがみられる。	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な広報媒体の活用により、引き続き全区民への情報発信を行い、特に若年層への訴求を高めていく。</li> <li>SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信を年10回以上行う。</li> </ul>	人権・男女共同参画推進センター
<p><b>【推進会議委員の意見等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>啓発講座等は時間帯によっては、若い方の参加が難しい部分もあると感じる。</li> <li>私自身も講演会等を開いて参加者を集める活動を行っており、若い参加者を集めることになったときは、小児科医院や幼稚園、保育園等にポスターやチラシの配置を依頼したり、子ども向けのイベントに出展してチラシを配ったり、SNSで一斉発信して、少しでも目に留まるような工夫をしている。</li> <li>講座の日時が限定されているため、聞きに行ったり、オンラインで見たりできないという方も、私自身も含めて、多くいると思う。</li> <li>区のホームページ等に講演サイトのようなものを作り、過去の講座の録画を見ることは可能か。</li> <li>費用の面で、いつでも過去の講座の録画を見るというわけにはいかないかと思うが、講座等の実施日時と異なるタイミングで1回だけでも見られるような機会を設けるようご検討いただきたい。</li> <li>コロナ禍において動画配信による研修を行った際、視聴回数を1回のみ限定して、1か月の間で動画を視聴できるという形で講師の許諾を得たことがある。</li> <li>1ヶ月が長ければ、例えば2週間だけという形でも、可能であれば視聴するという方は多くいると思う。</li> <li>区報や各種メディア等、様々な方法で育休促進を積極的に啓発していただきたい。</li> </ul>									
1		男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>①商店街施策説明会において、各商店街会長及び商店会役員等に対して、商店街の女性グループが行うイベント事業支援制度について紹介した。</li> <li>②JA東京スマイルより1名の女性農業委員の推薦があり、令和5年7月20日付けで農業委員に任命した。</li> </ul>	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>①該当事業の利用申請がない。</li> <li>②第5次男女共同基本計画の目標である女性登用3割（13名中4名）を目指す。</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>①引き続き、商店街全体の会合で事業の紹介を行う。</li> <li>②JA東京スマイルとの連携をはじめ、農業ニュースでの周知や農地確認の際に個別に案内するなど農業委員への理解促進に向けた取組をすすめる。</li> </ul>	産業振興課
2		ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事等の参加を促進する講座等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワーク・ライフ・バランスを促進する講座を実施している。なお、参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用している。</li> <li>【実施実績】令和5年度講座等参加者計51名（1回実施）</li> </ul>	A	現状：講座アンケートで概ね好評を得ている。 課題：内容や回数、対象者を精査して実施する。	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加しやすさの確保のため、実施時刻等を検討しながら講座を実施する。</li> <li>事業者や管理職を主な対象とする講座については、経営者団体への情報提供等を適宜行う。</li> </ul>	人権・男女共同参画推進センター
<p><b>【推進会議委員の意見等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>オンラインで開催することで参加率が高くなるといったようなコメントもあり、より多く参加していただくには、オンライン開催は非常に有効な手段だと思う。</li> <li>ワーク・ライフ・バランス関連の講座は、受講に際して事業者にインセンティブがあったり、「この企業は積極的にワーク・ライフ・バランス推進講座に参加している」というような情報公開があると、事業所としても、頑張っている会社だとPRできる場になるので、従業員の人を参加させようということになると思う。</li> </ul>									

※令和5年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
3		SDGsの達成に向け活動する企業への支援	多様な働き方の導入や女性活躍の促進などを指標として、経営活動のなかでSDGsの達成に向け取り組んでいる企業に対し事業資金として区内金融機関による低利・長期の融資をあっせんし、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行う。	SDGs活動企業（ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業）を支援するため、令和3年から「SDGs活動企業支援融資」を開始し継続実施した。事業用運転・設備資金を区内金融機関による低利・長期の融資を斡旋し、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行った。  融資実行実績： H29年度（5）、H30年度（3）、H31年度（0）、R2年度（0）、 R3年度（1）、R4年度（2）、R5年度（1）	B	現状：令和2年度まではワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業の事業用運転資金を対象としていたが、令和3年からSDGs活動企業の運転・設備資金に対象者を広げて実施し、継続している。	継続	今後もSDGs活動企業（ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業）の事業に必要な運転資金、設備資金の支援について事業を継続する。	経営支援課
<p><b>【推進会議委員の意見等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業では、人員が不足しているため長時間労働など負担がかかっており、「制度はあるが、利用する環境がなかなか追いついていない」というのが現状である。</li> <li>・時間外労働が減ってくれば、家庭で過ごせる時間も増え、仕事と生活が調和していくだろうと思うが、今は、人手不足もあって、労働時間の調整が難しいと感じている。</li> <li>ただ、労働基準法の規定もあり、健康を害することもあると思うので、時間外労働は特別なことであると啓蒙をしていただきたい。</li> <li>・労働にゆとりがなければ、良い生活も子育てもできないと思う。</li> <li>・私共の会社では、今年の4月から、休日を4日程度増やしたが、長時間労働はなかなか改善されない。</li> </ul>									
4		社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組に関する評価項目を設け、取組を行っている事業者に対して評価の加点を行う。	ワークライフバランス推進のための取組として、長時間労働削減などの実績を評価した。また、女性活躍推進の取組として、新規雇用（過去3年間）、継続雇用（3か月以上）や、女性が働きやすい環境づくり（現場に女性トイレ、更衣室の設置等）の実績を評価した。	A	現状：令和5年度学校改築工事、入札参加事業者中多くの事業者が評価点を獲得 課題：社会的要請型総合評価一般競争入札の対象案件が少なく、効果が限定的である。また、建設業界は比較的男性技術職員の多い職種であるため、評価点の獲得に至らない事業者もある。	継続	今後の社会的要請型総合評価一般競争入札における評価の内容、点数配分について検討していく。	用地地理課
5		男女共同参画に係る推進会議の運営	男女共同参画社会の実現に向けて、学識経験者、産業界、労働分野、区民等の代表と広く意見交換を行う。	令和4年度より、「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会づくり条例」に基づき、「江戸川区性の平等と多様性を尊重する社会推進会議」を開催し、江戸川区男女共同参画推進計画に基づく区施策の進捗状況を報告し、意見交換を行っている。 【実施実績】 令和5年度：2回開催	A	現状：江戸川区男女共同参画推進計画の進捗状況について報告するとともに、地域の実情に関する情報共有等も行っている。	継続	毎年度、定期的に推進会議を開催し、区政の推進状況等に対するご意見等を区施策に反映させていく。	人権・男女共同参画推進センター

※令和5年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
6		事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	<p>「特定事業主行動計画」に基づく、時間外勤務縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等により、子育て・介護に参加しやすい環境を整える。</p>	<p>特定事業主行動計画（第4期）の目標より抜粋</p> <p>【男性職員の育児支援】 男性職員が取得できる子育て支援に関する休暇・休業の取得について、取得率を令和3年度中に100%にするため、「パパママ子育て計画書」の作成を管理職（又は係長級）に義務付けした。</p> <p>【超過勤務の縮減】 時間外勤務が月45時間を超える職員については、所属長からの届出による報告に加え、月80時間超及び3か月連続60時間超の職員に対し、産業医面接を実施し健康面での指導及び業務配慮等を実施した。 平成31年4月より時間外勤務時間上限を設ける条例等の規定を新たに策定した。関連規定に基づき、時間外勤務の縮減に向けた所属及び職員への周知啓発の通知を半年に一回発出した。</p> <p>【年次有給休暇の取得促進】 年次有給休暇の確実な取得に向けた職員への通知を半年に一回発出した。所属長が主体となって促進するために、勤怠管理システムを活用した年休取得状況の確認方法についての周知もあわせて実施した。さらに、取得促進に向けたポスターを各所属に掲示することにより、職員への周知啓発を行った。</p>	B	<p>特定事業主行動計画（第4期） 令和4年度検証より抜粋 ※令和5年度の検証は令和6年度中に行う。</p> <p>【男性職員の育児支援】 令和4年度は目標（男性職員が取得できる子育て支援に関する休暇・休業の取得率100%）を達成し、過去5年度で最高の数値となった（令和3年度：95.5%）。このことから、男性の育児参加の重要性や職場の理解力などが定着してきたことが窺える。</p> <p>【超過勤務の縮減】 令和4年度は目標（月100時間超え、3ヶ月連続80時間超えをともにゼロ）未達であったが、令和3年度と令和4年度を比較し、「月80時間超え～100時間以内（145名⇒132名）・月100時間超え（145名⇒90名）・3ヶ月連続80時間超え（49名⇒22名）」の時間外勤務をした職員数は減少した。また、1人当たりの年間平均時間外勤務時間数も減少（106.2時間⇒102.2時間）した。</p> <p>【年次有給休暇の取得促進】 令和4年度は目標（①一人あたりの取得日数割合を付与日数の80%、②年5日以上取得する職員の割合を100%）に対し、①は全体で達成し、②は全体及び管理職ともに未達であった。しかし、令和3年度と令和4年度を比較し、平均取得日数（全体：14.9日⇒16.4日、管理職：7.7日⇒8.3日）、平均取得日数割合（全体：74.3%⇒82.0%、管理職：38.3%⇒41.9%）、年5日以上取得割合（全体：91.1%⇒96.4%、管理職：52.8%⇒69.7%）全てにおいて上昇した。管理職の平均取得日数、平均取得日数割合においては、全体平均の約半分となっており、抱えている業務量や多様化する行政需要の対応等により取得しにくい環境になっていることが窺える。</p>	継続	引き続き、特定事業主行動計画（第4期）に基づいて男性職員の育児支援、超過勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進を行っていく。	職員課
<p><b>【推進会議委員の意見等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・江戸川区が、育休取得促進に積極的に取り組んでいるということはわかった。民間企業は、区と同じように取組を進めることは難しい状況にあると思うが、こういった行政の取組を参考にいただき、各業界でも育休の取組に向き合ってもらえればと思っている。</li> <li>・江戸川区の育休取得率等の数値は大変素晴らしいと思っている。一方で、江戸川区の中小企業を鑑みると、厳しい状況なのではないかと思う。そのため、育休に関する数値は、できるだけオープンにして、区ではこのように頑張っているとPRしていただきたい。</li> <li>・様々な地域行事で区と関わっているが、育休休業を取得している区の職員は、他の職員と連携がうまく取れており、地域との関わり合いも非常にうまくいっていると感じた。やはり連携が取れることが一番大事だと思っている。</li> <li>・男性職員の育児支援で、育児休業や育児休暇の取得率にとらわれていないだろうか、実際の中身はどうだろうかというところが気になる。また、パパママ子育て計画書の作成とあるが、どのような形で作られるのか。家事や育児はその家々でレベルやスケジュールが違うと思うので、育児に関して何時に何をやって夜間に何をやるのか、その間に家事はどのようなことをやるのかという、タイムスケジュール表のようなものを作成すると役立つのではないかと感じた。</li> <li>・（区説明）パパママ子育て計画書は、子どもの月齢に合わせて取得できる休暇等が一覧できる作りで、妊娠の報告を受けた管理職、係長級が職員に休暇取得予定時期などを聞き取り、職員と一緒に記載していくことになっている。職員から不安や要望などがあつた場合は、業務環境の調整を行う。計画書は、出生予定の概ね5ヶ月前には、職員課に提出することとされており、職員の状況に応じて、計画書の修正・再提出を行う。また、職員の人事異動の際には、異動後の所属長へ計画書を引き継ぐことになっており、この計画書の作成により、男性職員も仕事と育児を両立していく、実態のある育休の取得を図っている。</li> </ul>									

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
R3-1		公契約条例施行に伴う労働環境等の確認	公契約条例適用の案件について、労働環境等の確認の一環として労働環境等確認報告書にてワーク・ライフ・バランス推進の項目を設けている。	公契約条例第22条第3号に基づく労働環境等確認報告書にてワーク・ライフ・バランス推進の有無を確認している。	A	公契約条例適用案件を受注した全ての事業者からワークライフバランス推進の取組を実施しているとの報告を受けている。	継続	引き続き、現在の取組を継続していく。	用地経理課

## 方向性② 女性の就労における男女共同参画に関する理解の促進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。 また、掲載の詳細（掲載文章や掲載する媒体等）は所属と都度調整をする。	各所属からの依頼により、広報誌への掲載（5回）区ホームページ（41コンテンツ）SNSへの掲載（延べ39件）区民ニュース（2回）実施した。	A	広報誌やSNS、区民ニュースへの掲載を引き続き各所属と連携して継続していく。	継続	継続して、各所属と連携して情報が区民に行き届くように区ホームページ、広報誌、SNS、区民ニュース等による周知を行う。また、新規情報発信ツール導入時には全庁的に周知し、積極的な配信を実施していく。	広報課
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	・男女共同参画週間記念講演会や啓発展示の実施による啓発周知 ・ワーク・ライフ・バランス講座実施時の情報周知 ・SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信（26回）	A	現状：講座実施の際の啓発資料配布やパネル展示、SNSの配信等により啓発を実施している。 課題：講座等の参加者は、男女共同参画等に当初より関心がある方の参加が多く、年齢にも偏りがみられる。	継続	・様々な広報媒体の活用により、引き続き全区民への情報発信を行い、特に若年層への訴求を高めていく。 ・SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信を年10回以上行う。	人権・男女共同参画推進センター
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	①商店街施策説明会において、各商店街会長及び商店会役員等に対して、商店街の女性グループが行うイベント事業支援制度について紹介した。 ②JA東京スマイルより1名の女性農業委員の推薦があり、令和5年7月20日付けで農業委員に任命した。	B	①該当事業の利用申請がない。 ②第5次男女共同基本計画の目標である女性登用3割（13名中4名）を目指す。	継続	①引き続き、商店街全体の会合で事業の紹介を行う。 ②JA東京スマイルとの連携をはじめ、農業ニュースでの周知や農地確認の際に個別に案内するなど農業委員への理解促進に向けた取組をすすめる。	産業振興課
2	再掲	ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事等の参加を促進する講座等を実施する。	・ワーク・ライフ・バランスを促進する講座を実施している。なお、参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用している。 【実施実績】 令和5年度講座等参加者計51名（1回実施）	A	現状：講座アンケートで概ね好評を得ている。 課題：内容や回数、対象者を精査して実施する。	継続	・参加しやすさの確保のため、実施時刻等を検討しながら講座を実施する。 ・事業者や管理職を主な対象とする講座については、経営者団体への情報提供等を適宜行う。	人権・男女共同参画推進センター
8		ハローベビー教室	初妊婦及びその配偶者等を対象に、妊娠・出産についての知識や心構え、出産準備や赤ちゃんのお世話方法などについての講座を行う。	新型コロナ5類移行後も感染対策に配慮しつつ、休日・平日コース共に定員の増を行った。（平日コース参加者数1,433人（R4 1,395人）、休日コース参加人数 1,736人（R4 1,618人））	A	平日コースの回数を必要数に見合った回数に調整が必要。	継続	・休日コースの日数増 ・平日コース（2日制）の開催内容の見直し ・平日コースはこれまで午後の時間帯のみの開催だったが、より参加しやすいように午前中の時間帯も教室を開催していく。	健康サービス課 (健康サポートセンター)

※令和5年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
9		区職員の能力開発（研修）	女性職員を対象としたキャリアデザイン研修の実施や日頃の研修において男女共同参画や女性活躍推進の意識啓発を行う。	キャリアデザイン研修を希望制で年1回実施した。受講者数：16名（うち女性職員7名）	A	キャリアデザイン研修の一部に、これまでのキャリアの棚卸、今後のキャリアプランについてのグループワークを設けるなど、キャリアデザイン研修の中で女性活躍推進の意識啓発を行うことができた。	継続	引き続き、研修を通じて女性の就労における男女共同参画への理解促進に取り組む。	職員課

### 方向性③ 女性の活躍推進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。また、掲載の詳細（掲載文章や掲載する媒体等）は所属と都度調整をする。	各所属からの依頼により、広報誌への掲載（5回）区ホームページ（41コンテンツ）SNSへの掲載（延べ39件）区民ニュース（2回）実施した。	A	広報誌やSNS、区民ニュースへの掲載を引き続き各所属と連携して継続していく。	継続	継続して、各所属と連携して情報が区民に行き届くように区ホームページ、広報誌、SNS、区民ニュース等による周知を行っていく。また、新規情報発信ツール導入時には全庁的に周知し、積極的な配信を実施していく。	広報課
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	・男女共同参画週間記念講演会や啓発展示の実施による啓発周知 ・ワーク・ライフ・バランス講座実施時の情報周知 ・SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信（26回）	A	現状：講座実施の際の啓発資料配布やパネル展示、SNSの配信等により啓発を実施している。 課題：講座等の参加者は、男女共同参画等に当初より関心がある方の参加が多く、年齢にも偏りがみられる。	継続	・様々な広報媒体の活用により、引き続き全区民への情報発信を行い、特に若年層への訴求を高めていく。 ・SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信を年10回以上行う。	人権・男女共同参画推進センター
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	①商店街施策説明会において、各商店街会長及び商店会役員等に対して、商店街の女性グループが行うイベント事業支援制度について紹介した。 ②JA東京スマイルより1名の女性農業委員の推薦があり、令和5年7月20日付けで農業委員に任命した。	B	①該当事業の利用申請がない。 ②第5次男女共同基本計画の目標である女性登用3割（13名中4名）を目指す。	継続	①引き続き、商店街全体の会合で事業の紹介を行う。 ②JA東京スマイルとの連携をはじめ、農業ニュースでの周知や農地確認の際に個別に案内するなど農業委員への理解促進に向けた取組をすすめる。	産業振興課
4	再掲	社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組に関する評価項目を設け、取組を行っている事業者に対して評価の加点を行う。	ワークライフバランス推進のための取組として、長時間労働削減などの実績を評価した。また、女性活躍推進の取組として、新規雇用（過去3年間）、継続雇用（3か月以上）や、女性が働きやすい環境づくり（現場に女性トイレ、更衣室の設置等）の実績を評価した。	A	現状：令和5年度学校改築工事、入札参加事業者中多くの事業者が評価点を獲得 課題：社会的要請型総合評価一般競争入札の対象案件が少なく、効果が限定的である。また、建設業界は比較的男性技術職員の多い職種であるため、評価点の獲得に至らない事業者もある。	継続	今後の社会的要請型総合評価一般競争入札における評価の内容、点数配分について検討していく。	用地経理課

※令和5年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
6	再掲	事業所としてのワーク・ライフ・バランスの推進	「特定事業主行動計画」に基づく、時間外勤務縮減、年次有給休暇の計画的取得の促進等により、子育て・介護に参加しやすい環境を整える。	<p>特定事業主行動計画（第4期）の目標より抜粋</p> <p>【男性職員の育児支援】 男性職員が取得できる子育て支援に関する休暇・休業の取得について、取得率を令和3年度中に100%にするため、「パパママ子育て計画書」の作成を管理職（又は係長級）に義務付けした。</p> <p>【超過勤務の縮減】 時間外勤務が月45時間を超える職員については、所属長からの届出による報告に加え、月80時間超及び3か月連続60時間超の職員に対し、産業医面接を実施し健康面での指導及び業務配慮等を実施した。 平成31年4月より時間外勤務時間に上限を設ける条例等の規定を新たに策定した。関連規定に基づき、時間外勤務の縮減に向けた所属及び職員への周知啓発の通知を半年に一回発出した。</p> <p>【年次有給休暇の取得促進】 年次有給休暇の確実な取得に向けた職員への通知を半年に一回発出した。所属長が主体となって促進するために、勤怠管理システムを活用した年休取得状況の確認方法についての周知もあわせて実施した。さらに、取得促進に向けたポスターを各所属に掲示することにより、職員への周知啓発を行った。</p>	B	<p>特定事業主行動計画（第4期）令和4年度検証より抜粋 ※令和5年度の検証は令和6年度中に行う。</p> <p>【男性職員の育児支援】 令和4年度は目標（男性職員が取得できる子育て支援に関する休暇・休業の取得率100%）を達成し、過去5年度で最高の数値となった（令和3年度：95.5%）。このことから、男性の育児参加の重要性や職場の理解力などが定着してきたことが窺える。</p> <p>【超過勤務の縮減】 令和4年度は目標（月100時間超え、3ヶ月連続80時間超えをともにゼロ）未達であったが、令和3年度と令和4年度を比較し、「月80時間超え～100時間以内（145名⇒132名）・月100時間超え（145名⇒90名）・3ヶ月連続80時間超え（49名⇒22名）」の時間外勤務をした職員数は減少した。また、1人当たりの年間平均時間外勤務時間数も減少（106.2時間⇒102.2時間）した。</p> <p>【年次有給休暇の取得促進】 令和4年度は目標（①一人あたりの取得日数割合を付与日数の80%、②年5日以上取得する職員の割合を100%）に対し、①は全体で達成し、②は全体及び管理職ともに未達であった。しかし、令和3年度と令和4年度を比較し、平均取得日数（全体：14.9日⇒16.4日、管理職：7.7日⇒8.3日）、平均取得日数割合（全体：74.3%⇒82.0%、管理職：38.3%⇒41.9%）、年5日以上取得割合（全体：91.1%⇒96.4%、管理職：52.8%⇒69.7%）全てにおいて上昇した。管理職の平均取得日数、平均取得日数割合においては、全体平均の約半分となっており、抱えている業務量や多様化する行政需要の対応等により取得しにくい環境になっていることが窺える。</p>	継続	引き続き、特定事業主行動計画（第4期）に基づいて男性職員の育児支援、超過勤務の縮減、年次有給休暇の取得促進を行っていく。	職員課
9	再掲	区職員の能力開発（研修）	女性職員を対象としたキャリアデザイン研修の実施や日頃の研修において男女共同参画や女性活躍推進の意識啓発を行う。	キャリアデザイン研修を希望制で年1回実施した。 受講者数：16名（うち女性職員7名）	A	キャリアデザイン研修の一部に、これまでのキャリアの棚卸、今後のキャリアプランについてのグループワークを設けるなど、キャリアデザイン研修の中で女性活躍推進の意識啓発を行うことができた。	継続	引き続き、研修を通じて女性の就労における男女共同参画への理解促進に取り組む。	職員課
10		創業支援事業	起業希望者に対して、関係機関や専門家等と連携し、起業に係る学習機会の提供、窓口相談の設置、事業活動に必要な経費の一部を助成するなど、起業希望者の状況に応じた支援を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年度から「えどがわ起業家ゼミナール」を実施。令和5年度の実施者数は44名。そのうち半数強は女性。</li> <li>令和2年度より創業促進助成事業を実施。令和5年度は、2名（件）に交付決定をした。そのうち1人は女性。</li> </ul>	B	<p>創業前の支援である起業家ゼミナールは、修了生の約半数が女性であり、かつ実際に起業を果たす事例も見られ、成果を出している。</p> <p>創業時、もしくは創業後間もない時期の支援である創業促進助成事業においても交付決定をした半数は女性である。令和5年度の採択は少数だったものの、実際の創業につながっており、成果は出していると言える。</p>	継続	一定の成果を出しており、今後も事業を継続する。	経営支援課
11		女性の再就職支援セミナー	ハローワーク及び東京しごとセンターと共同で再就職支援セミナーを開催し、女性の再就職を支援する。	<p>例年、子連れ参加や一時保育の実施により参加しやすい工夫をしながら開催している。</p> <p>【実施実績】 ・R5：講座等参加者計191名（5回実施）</p>	A	現状：共催事業であり、毎年良好に実施できている。 企画はハローワーク及び東京しごとセンターが行っている。	継続	一定の成果を出しており、今後も事業を継続する。	地域振興課

※令和5年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
12		就職面接会・就労支援セミナー	就職面接会を開催し、求職者が企業と直接面接できる機会を提供するとともに、就労支援セミナーにおいて、様々な方を対象に業種・職種の違い、自己理解、面接対策に役立つセミナーを実施する。	<共催セミナー・就職面接会> ハローワーク木場や東京都等と共催・後援で就職面接会やセミナーを開催。年齢別、女性向け、外国人向けに対応。 参加者実績（全合計）：R5（998）	A	・取りこぼしが無いように様々な方を対象としたセミナーや就職面接会等を実施し、多くの方々に参加していただくことができ、就職につなげることができた。 ・女性の再就職のサポートとしてセミナーやWord・Excelの基礎的な訓練を実施するなど、女性の活躍推進に貢献することができている。	継続	・共催、後援のセミナー等を引き続き実施する。 ・全てのセミナーにおいて定員に対する参加者数の割合が100%になることを目指す。	地域振興課
13		（ほっとワークえどがわ）	ハローワーク木場と連携し、本庁舎内で年齢・性別に関係なく、仕事に関する相談・紹介を実施する。	就職を希望する地域住民に対して職業相談及び職業紹介を実施するとともに、各種相談を行い、住民の雇用促進を図った。 新規求職者数/就職者数：R5（1254/594）	A	ハローワーク木場の職業相談員を、江戸川区役所内に「ほっとワークえどがわ」に配置することで、近隣住民の利便性を活かした職業相談・紹介をすることができた。	継続	引き続き江戸川区役所内での運営メリットを活かし、求職者のニーズに応じた効果的な就労支援を目指していく。	地域振興課
14		就労カウンセリング	若年層に特化していた就労支援を全年齢対象に拡充し、キャリアカウンセラーが就職相談を実施する。また、これまで開設していた船堀ワークプラザ内のヤングほっとワークえどがわに加え、本庁舎でも相談窓口を設置する。	・若年層に特化した就労支援を行っていたものを、年齢制限を撤廃し、全年齢へと対象を拡大した。 ・生活相談員が個々のニーズに合わせて、自己理解からの目標の明確化、情報収集の仕方、職業適正診断、応募書類の書き方、面接対策のアドバイスや就職に必要なパソコン等の個別指導を実施した。 ・登録者へのアフターフォローを実施した。 ・利用者実績：R5（1766）	A	・就労に不安を抱える方から、どのように就職に臨めばよいか等、就職に向けた事前準備、考え方、また就職に必要なスキルとしてパソコン指導等を個別対応し、支援することができた。 ・アフターフォローの実施により、利用者の就労状況の把握が可能となった。	継続	・取組内容に記載したとおり、引き続き、就職に関してのカウンセリングや職業の適性診断、就労のためのパソコン教室等を実施していく。 ・相談者の就労率100%を目指す。	地域振興課
15		公平な区職員の採用及び昇任選考の実施	男女差別なく区職員の採用及び昇任選考を行い、能力本位の人事制度を実施する。	【採用】 職員の採用にあたっては、男女問わず、同内容の選考を実施している。 【昇任選考】 平成29年度から各種昇任選考の試験当日に育児休業取得中であっても受験を可能にした。	A	【採用】 左記のとおり実施し、男女差別なく区職員の採用を行えている。 【昇任選考】 昇任選考や能力実証の受験機会及び対象範囲は男女平等に設けられているため、昇任意欲の醸成や男女平等に働きやすい環境の構築が課題である。	継続	【採用】 引き続き、男女差別なく採用活動を行っていく。 【昇任選考】 ・育児休業取得中でも受験可能であることを所属長より確実に周知する。 ・昇任後であっても仕事と育児や介護を両立するための休暇等の制度は当然利用可能であることをアピールすると共に、男性の育児取得や子の看護休暇対象年齢拡大など、両立しやすい環境や制度が拡充されていることも確実に周知する。	職員課

※令和5年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
16		区職員の人事配置における配慮	政策・方針決定過程において男女が平等に参画し、多様な意見が反映される環境を整えるため、男女差別なく優秀な人材を登用することを原則に、女性管理職の人数の増加を目指す。	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画から、以下の2点に取り組んだ。 ・女性職員に対してキャリアデザイン研修等を通して管理職への意識づけし、管理職選考の受験を促した。 ・多様な職務経験を付与できるよう、従来、男性中心であったポストに女性係長を配置した。  これにより、全管理職職に占める女性の割合はH29年度14%（74名中10名）、H30年度14%（79名中11名）、H31年度19%（79名中15名）、R2年度19%（78名中15名）、R3年度21%（78名中16名）、R4年度22%（76名中17名）、R5年度22%（76名中17名）、と増加傾向で推移している。	A	これまでの取組により、女性管理職の実人数は増加傾向ではあるが、割合は令和4年度より横ばいの状況にあるため、さらなる対策を講じる必要がある。	拡充	特定事業主行動計画（第4期）として、以下を目標に掲げて取り組む。 «目標» 管理職選考における女性受験者を、2020年代の可能な限り早期に30%増にする。さらに達成した後は、50%増を目指す。 «取組内容» （1）管理職への意識づけ キャリアデザイン研修等の中で女性職員の管理職昇任への意識づけを強化する。 （2）能力等に応じた登用 日頃の業務の中で、発揮してきた能力や実績を適切に評価し、意欲と能力のある女性職員を積極的に発掘し、女性職員の管理職の拡大に努める。  また、管理職昇任へつながる係長級への登用を推し進めるため、女性職員へのキャリア形成支援を同計画に基づいて進める。	職員課

※令和5年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

#### 方向性④ 事業者等による取組の促進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
2	再掲	ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事等の参加を促進する講座等を実施する。	・ワーク・ライフ・バランスを促進する講座を実施している。なお、参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用している。 【実施実績】 令和5年度講座等参加者計51名（1回実施）	A	現状：講座アンケートで概ね好評を得ている。 課題：内容や回数、対象者を精査して実施する。	継続	・参加しやすさの確保のため、実施時刻等を検討しながら講座を実施する。 ・事業者や管理職を主な対象とする講座については、経営者団体への情報提供等を適宜行う。	人権・男女共同参画推進センター
3	再掲	SDGsの達成に向け活動する企業への支援	多様な働き方の導入や女性活躍の促進などを指標として、経営活動のなかでSDGsの達成に向け取り組んでいる企業に対し事業資金として区内金融機関による低利・長期の融資をあっせんし、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行う。	SDGs活動企業（ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業）を支援するため、令和3年から「SDGs活動企業支援融資」を開始し継続実施した。事業用運転・設備資金を区内金融機関による低利・長期の融資を斡旋し、信用保証料の補助に加え、利子補給の優遇措置を行った。  融資実行実績： H29年度（5）、H30年度（3）、H31年度（0）、R2年度（0）、 R3年度（1）、R4年度（2）、R5年度（1）	B	現状：令和2年度まではワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業の事業用運転資金を対象としていたが、令和3年からSDGs活動企業の運転・設備資金を対象者を広げて実施し、継続している。	継続	今後もSDGs活動企業（ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる企業）の事業に必要な運転資金、設備資金の支援について事業を継続する。	経営支援課

※令和5年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
4	再掲	社会的要請型総合評価一般競争入札における評価	ワーク・ライフ・バランス推進や女性の活躍推進の取組に関する評価項目を設け、取組を行っている事業者に対して評価の加点を行う。	ワークライフバランス推進のための取組として、長時間労働削減などの実績を評価した。また、女性活躍推進の取組として、新規雇用（過去3年間）、継続雇用（3か月以上）や、女性が働きやすい環境づくり（現場に女性トイレ、更衣室の設置等）の実績を評価した。	A	現状：令和5年度学校改築工事、入札参加事業者中多くの事業者が評価点を獲得 課題：社会的要請型総合評価一般競争入札の対象案件が少なく、効果が限定的である。また、建設業界は比較的男性技術職員の多い職種であるため、評価点の獲得に至らない事業者もある。	継続	今後の社会的要請型総合評価一般競争入札における評価の内容、点数配分について検討していく。	用地経理課
16	再掲	区職員の人事配置における配慮	政策・方針決定過程において男女が平等に参画し、多様な意見が反映される環境を整えるため、男女差別なく優秀な人材を登用することを原則に、女性管理職の人数の増加を目指す。	女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画から、以下の2点に取り組んだ。 ・女性職員に対してキャリアデザイン研修等を通して管理職への意識づけし、管理職選考の受験を促した。 ・多様な職務経験を付与できるよう、従来、男性中心であったポストに女性係長を配置した。 これにより、全管理職数に占める女性の割合はH29年度14%（74名中10名）、H30年度14%（79名中11名）、H31年度19%（79名中15名）、R2年度19%（78名中15名）、R3年度21%（78名中16名）、R4年度22%（76名中17名）、R5年度22%（76名中17名）、と増加傾向で推移している。	A	これまでの取組により、女性管理職の実人数は増加傾向ではあるが、割合は令和4年度より横ばいの状況にあるため、さらなる対策を講じる必要がある。	拡充	特定事業主行動計画（第4期）として、以下を目標に掲げて取り組む。 「目標」 管理職選考における女性受験者を、2020年代の可能な限り早期に30%増にする。さらに達成した後は、50%増を目指す。 「取組内容」 （1）管理職への意識づけ キャリアデザイン研修等の中で女性職員の管理職昇任への意識づけを強化する。 （2）能力等に応じた登用 日頃の業務の中で、発揮してきた能力や実績を適切に評価し、意欲と能力のある女性職員を積極的に発掘し、女性職員の管理職の拡大に努める。 また、管理職昇任へつながる係長級への登用を推し進めるため、女性職員へのキャリア形成支援を同計画に基づいて進める。	職員課
17		長期育児休業支援制度	国制度（2歳まで）を超える育児休業を取得できる体制を整えた企業とその取得者に対し、区が独自に補助を行うことで、待機児童数の減少を図るとともにワーク・ライフ・バランスの増進を図る。	2歳以降も育児休業を取得できる環境を整備した企業の認定及び育児者へ補助金の交付を行った。 ＜令和5年度実績＞ 認定事業者件数：1社 育児取得者数：6名	B	現状：新規認定事業者が減少している。 課題：企業への周知が不足している。	継続	区民及び江戸川区の中小企業が所属する様々な団体等への制度周知を進めていくことで子育ての多様な選択肢の一つとして利用が進むよう努めていく	子育て支援課

課題（２）ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの支援  
方向性① 多様な選択を可能とする育児・介護の支援基盤の整備

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
17	再掲	長期育児休業支援制度	国制度（2歳まで）を超える育児休業を取得できる体制を整えた企業とその取得者に対し、区が独自に補助を行うことで、待機児童数の減少を図るとともにワーク・ライフ・バランスの増進を図る。	2歳以降も育児休業を取得できる環境を整備した企業の認定及び育児者へ補助金の交付を行った。  <令和5年度実績> 認定事業者件数：1社 育児取得者数：6名	B	現状：新規認定事業者が減少している。 課題：企業への周知が不足している。	継続	区民及び江戸川区の中小企業が所属する様々な団体等への制度周知を進めていくことで子育ての多様な選択肢の一つとして利用が進むよう努めていく	子育て支援課
18		保育ママ	生後9週目から1歳未満の乳児を預かることで、保護者が就労できる環境を整える。	保護者の利便性向上のため、給食の無償提供を開始した。また、多子世帯の負担軽減を拡充し、第2子以降の保育料無償化を実施した。	A	保育ママの配置に地域差がある。保育需要の多い地域、配置の少ない地域の保育ママ確保が引き続き課題となる。	継続	需要と供給のバランスを平準化するため、保育ママの人材確保に向けて今後も取り組んでいく。	保育課
19		保育施設の定員拡大	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）の新設等を行い、多様な保育ニーズに対応する。	認可保育施設の新設等により、保育定員の拡大を行った。 実績 ・認可保育所 2園（うち、1園は認証保育所からの移行） ・認定こども園 3園（幼稚園からの移行）	A	令和6年度も本区の待機児童数はゼロであったが、保育園の入園申込は増加傾向にある。現状、本区の保育サービス利用率は他区市町村と比較し、低い状況であり、潜在的な保育ニーズにも対応していく必要がある。	拡充	多様な保育ニーズや女性の社会進出に対応できるよう、新たな保育施設の整備や幼稚園の認定こども園への移行等引き続き保育の受け皿の確保を進めていく。	子育て支援課
20		私立幼稚園の預かり保育	私立幼稚園において、通常の教育時間の前後に在園児の預かり保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	私立幼稚園預かり保育事業に対する補助事業を実施している。	B	現状：区補助事業では、預かり保育を年間220日以上実施するなどの要件を定めており、区内36園ある私立幼稚園のうち、22園が実施している。それ以外の14園は、補助事業に該当しない預かり保育を実施している。	拡充	区補助事業に該当する園の拡大を図るため、それ以外の幼稚園に対する働きかけを行っていく。	子育て支援課
21		延長保育	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）において、開所時間や利用時間を超えて延長保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	認可保育施設137園で実施。私立園については、区の補助事業を実施している。	A	現状：「令和5年度に実施した取組内容」とおり 課題：保護者の働き方の変化による、利用ニーズの変動	継続	ニーズ変動の動向を見据えていく	子育て支援課
21		延長保育	認可保育施設（認可保育園、認定こども園、小規模保育所、事業所内保育所）において、開所時間や利用時間を超えて延長保育を実施することにより、多様な保育ニーズに対応する。	各園に通う保護者のニーズに合った延長保育を実施している。	A	区立保育園の延長保育を継続して実施してきた。女性の働き方が多様化している中で、幅広いニーズに今後に対応していくことが必要である。	継続	今後も利用者ニーズの多様化が考えられるため、継続した延長保育枠の確保を担う。	保育課

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
22		一時保育 (私立保育園・ベビーシッター利用支援)	保護者の通院、冠婚葬祭や学校行事への出席、リフレッシュなどの場合に、就学前の子どもの一時的に保育することで、多様な保育ニーズに対応する。	【私立保育園】 私立保育園10園で実施。区の補助事業を実施している。  【ベビーシッター利用支援】 就学前の子どもの一時保育を必要とする保護者に対し、ベビーシッターを利用した場合の利用料の補助を行った。 事業内容の実績（利用児童数） R3(119)、R4(874)、R5（1,343） ※R4.1.17より、事業開始	B	【私立保育園】 現状：事業実施園を拡充したいが、一時保育を実施するにあたっては、通常の保育にかかる保育士に加えて保育士を確保する必要がある。 課題：上記保育士確保  【ベビーシッター利用支援】 事業の認知拡大により、利用者数が増加した。	継続	【私立保育園】 既存の保育士確保策を活用し、さらなる保育士確保を促していく。 【ベビーシッター利用支援】 引き続き、区HP、チラシ等の配布等により事業の周知を行うとともに、分かりやすい利用案内をすよう努めていく。	子育て支援課
23		緊急一時保育 (区立保育園)	保護者の入院など、緊急に保育が必要な子ども（1歳児～就学前）を預かることで、多様な保育ニーズに対応する。	継続的に緊急一時保育に対応した。	A	男性が積極的に育児のための休暇を取得し、緊急時についても保育が可能な機会が増えている傾向にある。ただ、急な入院等で子どもの預け先が必要なケースは多く、相談者の希望を可能な限り受け入れ保育園と調整していく必要がある。	継続	今後も利用者ニーズの多様化が考えられるため、継続した緊急一時保育の確保を担うため保育園と連携していく。	保育課
24		子どもショートステイ	保護者が病気、就労、育児疲れ等により、子どもを一時的に保育できないときに、宿泊を伴った一時預かりを行い、多様な保育ニーズに対応する。 令和3年度からは、15時～22時までの間預かりを実施するトワイライトステイ事業を実施している。	区内3施設と5つの協力家庭で子どもショートステイ事業を実施。また、区内1施設で子どもトワイライトステイ事業を実施。 子どもショートステイ事業利用実績（1,134日）、子どもトワイライトステイ事業利用実績（140日）。	B	現状：育児疲れによるレスパイト利用など、虐待発生予防・未然防止にもつながっている。 課題：毎年需要が増加しており、現在確保している受け入れ枠では対応しきれなくなりつつある。	継続	更なる利用促進を図るため、令和5年度に利用上限日数の見直し、生活困窮世帯の利用料減免対象の拡大、減免後の利用料を見直した。また、令和6年度にはわんぱく乳児院に専任職員を配置することにより、個に応じた対応が必要な児童の受け入れ態勢を整備し、柔軟かつ安定的な受け入れを推進した。	児童相談所 相談課
25		ショートサポート保育 (区立幼稚園)	教育時間外の保育が必要な在園児を預かることで、一時的に保育に欠ける状況にある保護者を支援し、個人の状況にとらわれることなく区民生活の充実や男女共同参画の推進を図る。	保護者の就労や求職活動等により教育時間外に保育を必要とする在園児に対し、保育活動を行った。 ・利用者実績：H31(2,011)、R2(1,291)、R3(1,460)、R4(1,398)、R5(1,703)	B	現状：保育を必要とする在園児の家庭が他の保育施設を探す手間なく子どもを預けることができた。 課題：園児数は減少しているが、令和5年度の利用者は増加している。利用上限(月12回)近くまで利用する保護者も少なからずいるため、利用回数の制限が今後の課題といえる。	継続	保育を必要とする在園児に対し、教育時間外に保育活動を引き続き行っていく。また、保護者の就労等を後押しし、区民生活の充実を図るため、利用上限回数の撤廃を検討していく。	学務課
26		病児・病後児保育事業	病気の治療・回復期にあって集団生活が困難な子を医療機関等に敷設された専用スペースで一時的に預かることで、保護者が就労できる環境を整える。	病気の治療・回復期にあって集団生活が困難な子を、医療機関等に敷設された専用スペースで一時的に保育を行った。実施施設には区で補助を実施した。令和5年8月からは保育料を無償化し、令和6年1月より4施設で利用定員を4名から6名に拡充した。 実績(利用人数) H30、(2,051)、H31（1,954）、R2（577）、R3(1,520)、R4(1,955)、R5(2,982)	A	事業に係る保育料の無償化や利用定員の拡充により、利用者数は新型コロナウイルス感染拡大前を超え、過去最多となった。病児期の保育の受け皿として重要な役割を担っており、保護者の就労の一助となっている。	拡充	令和5年度時点で空白地域となっていた中央地区での整備を進め、令和6年4月より実施施設を1施設追加。また、中央地区実施施設にて送迎対応を新たに実施し、実施施設には区で送迎対応加算を行う。	子育て支援課

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
28		ファミリーサポート事業	区民が育児支援を行う人（協会員）と受けたい人（依頼会員）となり、会員組織化して子育て家庭を支援することで、多様な保育ニーズに対応する。	子育ての手助けが必要な依頼会員と子育ての手助けが可能な協会員の双方をつなげるためのマッチング業務を実施。ファミリーサポート事業利用実績（4,239回）、入会説明会実施（協会員22回、依頼会員12回）、スキルアップ講習等実施（16回）。	B	現状：依頼件数に対するマッチング率は全体で74.6%であり、概ね子育ての支援のニーズに応えることができています。 課題：地区ごとの協会員の人数差。	継続	協会員確保に向けて、あらゆる機会を捉えて周知を行う。	児童相談所 相談課
29		すくすくスクール	放課後の学校施設を活用し、多くの大人との交流や様々な体験により、子ども達の豊かな人間性を育成するとともに学童クラブ機能を包含し、保護者の就労を支援する。 令和3年4月より、学童クラブの実施時間を19時まで延长了。	学童クラブ登録児童の学校休業日の参加時間を午前8時から前倒した。	A	現状：令和5年度夏休みより、すくすくスクール学童クラブ登録において参加時間前倒しを行うことにより、児童の健やかな成長を図るとともに、保護者の就労を支援することとした。	拡充	すくすくスクール学童クラブにおける開始時間前倒しについては引き続き実施していくとともに、区民に周知していく。	教育推進課
<p><b>【推進会議委員の意見等】</b> ・令和4年度より、夏休みはすくすくスクールを1時間早く始める等、学校の中における子どもたちのサポートの様々な部分が改善された。</p>									
30		子どもに関する総合相談	18歳未満の子どもに関するあらゆる相談を受け付ける	育児やしつけ、不登校、障害、非行など18歳未満の子どもに関するあらゆる相談、保護者の病気、死亡等の理由により家庭での生活が困難な場合や虐待に関する相談・通告を受け付ける。 相談件数： H29（2,940）、H30（3,412）、H31（2,546）、R2（5,216）、R3（4,882）、R4（4,955）、R5（5,895）※R5は速報値	B	現状：令和2年度に児童相談所を開設し、相談窓口の一元化を図ることで、様々な相談経路から幅広い内容の相談を受け付けることができた。 課題：適切な相談受付ができるように職員の更なるスキルアップが必要	継続	OJT、所内研修等でスキルアップを図る。	児童相談所 援助課
31		子育てひろば事業	親子（乳幼児）が自由に遊び、交流しながら、子育ての仲間づくりや情報交換を行い、育児環境を整える。	就学前の親子が自由に利用できる子育てひろばを設置し、相互の情報交換やイベントを通じた交流に加え、専門指導員による子育て相談など、健全な子育て環境づくりを図っている。 実績（利用人数） H31（245,305） R2（154,076） R3（174,991） R4（202,021） R5（245,485）	B	現状：講座やイベントを実施し、保護者同士の交流の場を提供するとともに、親子に寄り添った対応を心がけ、子育てに関する相談を随時行っている。 課題：新規利用者を増やすための周知方法の工夫	継続	適切な声かけや相談対応等により育児不安を軽減し、必要に応じて専門職員や相談機関につなげることで、多くの子育て世代への支援の充実を進めていく。	子育て支援課
32		親子ひろば あいあい	乳幼児及び保護者に、幼稚園、家庭、地域がともにふれ合える場所を提供することにより、地域の活性化、暮らしの改善、子どもたちが伸びやかに育つ環境の実現を図る。	幼稚園と地域の応援団が協力し、子育て支援を行った。 ・子育て・発達相談 ・園庭開放 ・親子スクール（親子体験教室、昔遊び、お話会） ・利用者実績：H31(10,133)、R2(1,050)、R3(923)、R4(1,330)、R5(1,642)	B	現状：未就園児が遊ぶ場の提供と育児相談を受けて、育児を通して地域社会とつながりを持つ機会を設けた。 課題：本事業への参加者数は、コロナ禍で大幅に減少したものの、R4、R5と増加傾向にある。しかしながら、コロナ禍以前（H31）ほどの参加者数は得られていない。	継続	幼稚園をコミュニティの場として提供し、親子同士や地域住民との関わりの中で子どもが伸びやかに育つよう子育て支援を引き続き行っていく。	学務課

※令和5年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
33		地域共生社会構築の拠点「なごみの家」	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう身近な地域拠点として「なごみの家」を設置する。	子どもから高齢者まで分野を問わず相談を受け、専門機関と連携して支援を行った。また、誰でも気軽に立ち寄り交流できる場の提供や地域のネットワークづくりの支援として、「地域支援会議」を開催した。 相談件数：10,358件 来所者数：48,500人 地域支援会議開催数：11回	A	現状：複合的な課題や狭間のニーズを抱えている方へ、多機関協働による支援や居場所の機能を利用した伴走的な支援を行っている。また、地域支援会議で把握した「地域課題」と「何かやりたいという気持ちを持っている方」のコーディネートを行い、地域活動の支援を行っている。 課題：支援体制の整備と業務の標準化。	継続	引続きなごみの家の活動内容について、区ホームページやリーフレット等の配布にて幅広い周知を行うとともに、重層的支援体制整備事業をとおして、区民に対して必要な支援を行っていく。	福祉推進課
34		熟年相談室の運営	主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門職が、医療機関・サービス提供者・ボランティアなどと連携し、熟年者や家族の方からのあらゆる相談に対し、総合的な対応を行う。	月に1度担当者会を開催し、定期的に情報共有や意見交換を行うことで、対応に係る質の平準化及び向上、業務効率化に取り組んでいる。また、前年度の運営について事業評価を実施。その内容について熟年相談室運営協議会にて報告を行い、第三者からの意見など聴取するなどして、運営に関するPDCAを実施している。	B	業務負担が大きいこと、中堅職員の育成や個々のスキルアップとあわせて熟年相談室のサービスの平準化の推進が課題となっている。	継続	業務負担軽減に向けて、短期から長期に分けて目標を設定し、できるところから着手している。また、質の向上に向けて、熟年相談室職員向けの研修を区で開催していく。	介護保険課
35		多様な介護サービスの充実	相談窓口の充実や在宅介護サービス、施設介護サービス等の基盤整備を進めるとともに適切なサービス利用につなげるにより介護者の身体的・精神的・経済的な負担の軽減を図る。	【相談窓口の充実】（相談係） 介護に係る相談を受け付け、必要なサービスを案内し利用につなげた。相談実績：相談者延人数8,349人、相談件数11,660件（介護ホットライン73件を含む）。 紙おむつ支給等の区独自の熟年者事業についても、必要の方に案内し申請を受け付けた。 【施設介護サービス基盤整備】（指導係） ・地域密着型サービス事業者の公募を実施した。 ・公募への応募が少なく、偏在している小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護について、偏在の解消と公募への応募を促進するため、未整備圏域への整備に係る区独自の運営費補助を実施した。	B	【相談窓口の充実】 介護に係る相談及び独自事業の案内・申請受付を通し、相談者や家族の安定した生活の維持を図ってきた。介護に関心を持たない方は、相談先を知らない場合がある。介護が必要になる前から、相談窓口の存在を知ってもらう必要がある。 【施設介護サービス基盤整備】 公募を実施した結果、グループホーム1件、小規模多機能型居宅介護1件、看護小規模多機能型居宅介護1件を選定した。	継続	【相談窓口の充実】 熟年相談室、健康サポートセンター、なごみの家等、身近な場所に相談窓口があることを、ホームページや広報、回覧板等を活用し幅広く周知していく。 【施設介護サービス基盤整備】 引き続き公募を実施し、第9期介護保険事業計画に沿った地域密着型サービスの基盤整備を進める。	介護保険課
<p><b>【推進会議委員の意見等】</b> ・介護保険の手続きはほとんど100%紙という状況で、区役所の窓口で紙を持って申請に行かなければいけないことも多く、かなりの負担になっている。迅速にICTを活用した業務効率化に対応していただくようお願いしたい。</p>									
36		介護者等を対象とした支援	団体や民間企業等との連携による支援や認知症サポーター養成講座を開催し、介護の方法や認知症に対する正しい理解を深める。	認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目的に、認知症について正しい理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する応援者である「認知症サポーター」を多数養成していった。認知症サポーター養成講座開催数及び参加人数：103回／1,789名	B	令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行された。それにより、小・中学生等の若年層のほか、区内の企業等も含めて、幅広い年齢層・職種に認知症の理解や普及啓発をより推進していく必要がある。	継続	夏休みやアツツハイマー月間などを通じて、小学生向け認知症サポーター養成講座を実施していく。中学生向けのもも技術・家庭部会を通じて勧めていく。また、介護フェアなどのイベントを通じて幅広い年代に向けた普及啓発を図る。	介護保険課
37		介護者交流教室	在宅介護者に対し、介護保険制度・サービス等の周知や紹介、介護者の精神的負担・ストレス軽減、仲間づくり・リフレッシュを行う。専門職からのアドバイスや介護者同士の交流を通して介護の負担軽減を図る。	在宅介護者に対し、介護保険制度・サービス等について紹介していき、生活面・技術的な面について負担の軽減を図っていった。また、専門職からのアドバイスや介護者同士の交流を通して介護の負担軽減を図っていった。 介護者交流会開催実績及び参加人数：108回／739人	B	介護による離職防止のための交流会を各熟年相談室で年1回開催したが、参加者増には至らなかった。相談受付時に介護者への就労状況等の聞き取りや必要に応じて案内もしている。そのうえで、介護者同士の交流機会を増やすために、ケアマネジャーにも周知し、家族介護者にも伝わるよう周知する。	継続	区ホームページや区報にて、幅広い周知を図る。予防教室等教室・研修等で周知し、認知度向上に努める。	介護保険課

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
38		介護離職をなくすプロジェクト！	介護休業などの制度の普及啓発・周知活動を区民や事業者に対して行いつつ、熟年相談室や区役所での介護相談を受け付け、必要な介護サービスの利用につなげることで、仕事と介護の両立を支援する。	講演会の開催、及びチラシ・区ホームページ等を活用し、区民に対して介護休業制度の普及啓発及び相談窓口の周知を図った。 区内企業に対し、説明会やチラシ配布を実施し、仕事と介護の両立の重要性について周知した。 区職員に対して、介護者支援スキルの向上を目指した研修（e-ラーニング）を実施した。	B	働きながら介護している人への支援は、介護保険サービスの利用や相談受付以外にも、企業に対する周知や働きかけも重要である。関係機関同士が連携を図りながら取り組む必要がある。	継続	区民に対する講演会等を企画・開催し、引き続き支援制度の周知・普及に努める。 事業者・経営者向けの講演会を開催し、仕事と介護の両立の必要性について理解促進を図る。	介護保険課
<p><b>【推進会議委員の意見等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービスの利用者の方の中にも、介護のために仕事を辞めたという方がいる。夫が若年性認知症で、働いていたが仕事を続けることができなかったという方もいる。そういった場合は、ただ環境を整えば良いというものでもないと感じた。</li> <li>例えば、仕事を辞めて自宅で認知症の夫を介護し、2年近く経って、夫の認知症が進み施設入所ができたが復職したいという話があった。ただ、施設入所は簡単に決まるものではなく、介護保険の制度があっても、サービス種別によっては受け入れ先が不足していたり、その方の収入にあった施設が見つからないなど、なかなか利用できないということが実際に起きている。</li> <li>現場では、かなり困難な状況の中、「仕事に復帰したくてもできない」、「辞めたくなくても辞めてしまうことになる」ということが起きていていると感じる。</li> <li>離職したくないが仕事を続けられないという相談をしたいとき、熟年相談室が窓口になっているということを発信しなければならない。</li> </ul> <p>そういった人たちに対して、「もし悩んだときには熟年相談室に相談」というようにリーチできる方策があると良い。 ケアマネジャー等が、「困ったときに行政のここに相談して」と言いやすいような情報共有ができると良い。</p>									
39		熟年相談室等によるデジタル（スマホ）教室	地域の社会資源を活用しつつ、高齢者における情報格差の解消に向けた取組として、地域包括支援センターやなごみの家などの地域拠点においてスマホ教室を開催し、高齢者のデジタル技術と日常生活の質の向上を支援する。	携帯電話キャリアやボランティア等の地域資源と連携し、全熟年相談室にてスマホ教室を実施。開催後は関連資料の提供や講座の紹介を行う等、フォローアップを行うことで熟年者のデジタル技術の向上などに繋げている。 スマホ教室開催実績及び参加人数：107回／612名	B	集客に対応できる職員数を揃え、個別指導もできる体制を整えた。教室後のフォローアップにも力を入れ、デジタル技術向上支援に努めた。熟年相談室間で地域資源の活用、実施内容に差異が生じたこと、また高齢者にデジタル技術が定着するまでには個人差が大きいため、個別対応が求められることが課題となっている。	廃止	スマホ教室という形ではなく、窓口や地域からニーズがあった際には個別で対応していく。	介護保険課
<p><b>【推進会議委員の意見等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者のデジタルに対して介護・福祉現場で一番ネックになっているのは、通信環境である。</li> <li>Wi-Fi環境の費用負担があり、デジタル機器の活用には結び付いていない。</li> <li>費用面の支援があると、ICTの活用が進み、コロナ禍や災害等、有事の際に、私達自身の身を助けるものになるのではないかと思う。</li> </ul> <p>併せて、今、60代70代の方が、スマホで様々なことができる環境を作っていただくのも非常に大切なことだと思うので、出張スマホ教室をぜひ継続していただきたい。</p>									
40		重症心身障害児（者）等在宅レスパイト	区と委託契約を締結した訪問看護ステーション等の看護師が、重症心身障害児（者）等の自宅に出向き、介護を行う家族に代わって一定時間の呼吸管理、栄養管理、排泄管理等の医療的ケア及び食事介助、排泄介助等を行うことにより、重症心身障害児（者）の健康保持及び介護を行う家族等の負担軽減を図る。	びったりサービスによるオンライン申請等を進め、子育て中や就労中でも申請がしやすいように整備した。	A	オンライン申請を実施したが、利用率が少なかった。	継続	びったりサービスだけでなく多媒体でもオンライン申請等を進め、子育て中や就労中でも申請がしやすいように整備する。	障害者福祉課

方向性② 子育てや介護等の理由による退職者への再就職支援

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
11	再掲	女性の再就職支援セミナー	ハローワーク及び東京しごとセンターと共同で再就職支援セミナーを開催し、女性の再就職を支援する。	例年、子連れ参加や一時保育の実施により参加しやすい工夫をしながら開催している。 【実施実績】 ・R5：講座等参加者計191名（5回実施）	A	現状：共催事業であり、毎年良好に実施できている。 企画はハローワーク及び東京しごとセンターが行っている。	継続	一定の成果を出しており、今後も事業を継続する。	地域振興課
12	再掲	就職面接会・就労支援セミナー	就職面接会を開催し、求職者が企業と直接面接できる機会を提供するとともに、就労支援セミナーにおいて、様々な方を対象に業種・職種の違い、自己理解、面接対策に役立つセミナーを実施する。	<共催セミナー・就職面接会> ハローワーク木場や東京都等と共催・後援で就職面接会やセミナーを開催。年齢別、女性向け、外国人向けに対応。 参加者実績（全合計）：R5（998）	A	・取りこぼしが無いように様々な方を対象としたセミナーや就職面接会等を実施し、多くの方々に参加していただくことができ、就職につながる事ができた。 ・女性の再就職のサポートとしてセミナーやWord・Excelの基礎的な訓練を実施するなど、女性の活躍推進に貢献することができている。	継続	・共催、後援のセミナー等を引き続き実施する。 ・全てのセミナーにおいて定員に対する参加者数の割合が100%になることを目指す。	地域振興課
13	再掲	ほっとワークえどがわ	ハローワーク木場と連携し、本庁舎内で年齢・性別に関係なく、仕事に関する相談・紹介を実施する。	就職を希望する地域住民に対して職業相談及び職業紹介を実施するとともに、各種相談を行い、住民の雇用促進を図った。 新規求職者数/就職者数：R5（1254/594）	A	ハローワーク木場の職業相談員を、江戸川区役所内に「ほっとワークえどがわ」に配置することで、近隣住民の利便性を活かした職業相談・紹介をすることができた。	継続	引き続き江戸川区役所内での運営メリットを活かし、求職者のニーズに応じた効果的な就労支援を目指していく。	地域振興課
14	再掲	ヤングほっとワークえどがわ	若年層に特化していた就労支援を全年齢対象に拡充し、キャリアカウンセラーが就職相談を実施する。また、これまで開設していた船堀ワークプラザ内のヤングほっとワークえどがわに加え、本庁舎でも相談窓口を設置する。	・若年層に特化した就労支援を行っていたものを、年齢制限を撤廃し、全年齢へと対象を拡大した。 ・生活相談員が個々のニーズに合わせて、自己理解からの目標の明確化、情報収集の仕方、職業適正診断、応募書類の書き方、面接対策のアドバイスや就職に必要なパソコン等の個別指導を実施した。 ・登録者へのアフターフォローを実施した。 ・利用者実績：R5（1766）	A	・就労に不安を抱える方から、どのように就職に臨めばよいか等、就職に向けた事前準備、考え方、また就職に必要なスキルとしてパソコン指導等を個別対応し、支援することができた。 ・アフターフォローの実施により、利用者の就労状況の把握が可能となった。	継続	・取組内容に記載したとおり、引き続き、就職に関するカウンセリングや職業の適性診断、就労のためのパソコン教室等を実施していく。 ・相談者の就労率100%を目指す。	地域振興課

※令和5年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

重点目標2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

課題(1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実

方向性① 男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進

評価内訳： A (計画通りできた) , B (概ね計画通りにできた) , C (あまり計画通りにできなかった) , D (実施していない、または廃止した)

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各所属からの依頼により継続して実施していく。 また、掲載の詳細(掲載文章や掲載する媒体等)は所属と都度調整をする。	各所属からの依頼により、広報誌への掲載(5回)区ホームページ(41コンテンツ)SNSへの掲載(延べ39件)区民ニュース(2回)実施した。	A	広報誌やSNS、区民ニュースへの掲載を引き続き各所属と連携して継続していく。	継続	継続して、各所属と連携して情報が区民に行き届くように区ホームページ、広報誌、SNS、区民ニュース等による周知を行っていく。 また、新規情報発信ツール導入時には全庁的に周知し、積極的な配信を実施していく。	広報課
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	待遇や職務内容等における男女平等の実現に向け、仕事と家庭生活の両立を促進するための情報の周知を行う。	・男女共同参画週間記念講演会や啓発展示の実施による啓発周知 ・ワーク・ライフ・バランス講座実施時の情報周知 ・SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信(26回)	A	現状：講座実施の際の啓発資料配布やパネル展示、SNSの配信等により啓発を実施している。 課題：講座等の参加者は、男女共同参画等に当初より関心がある方の参加が多く、年齢にも偏りがみられる。	継続	・様々な広報媒体の活用により、引き続き全区民への情報発信を行い、特に若年層への訴求を高めていく。 ・SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信を年10回以上行う。	人権・男女共同参画推進センター
1	再掲	男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの考え方などの周知	各産業諸団体に対して、働く女性のイメージアップや女性リーダーを支援するような施策の周知を行う。	①商店街施策説明会において、各商店街会長及び商店会役員等に対して、商店街の女性グループが行うイベント事業支援制度について紹介した。 ②JA東京スマイルより1名の女性農業委員の推薦があり、令和5年7月20日付で農業委員に任命した。	B	①該当事業の利用申請がない。 ②第5次男女共同基本計画の目標である女性登用3割(13名中4名)を目指す。	継続	①引き続き、商店街全体の会合で事業の紹介を行う。 ②JA東京スマイルとの連携をはじめ、農業ニュースでの周知や農地確認の際に個別に案内するなど農業委員への理解促進に向けた取組をすすめる。	産業振興課
41		男女共同参画に関する情報収集及び提供	国や都、各自治体等の男女共同参画に関する情報を収集及び提供し、男女共同参画の理解促進を図る。	・国や都が発行する啓発冊子、リーフレット、カード等を積極的に収集し、講座等の開催時や啓発展示の際に配布 ・人権・男女共同参画推進センターに各種啓発ポスターを掲示 ・SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信(10回)	A	現状：国や都の啓発冊子等は、不足しないよう在庫管理し、必要に応じて請求している。 課題：国や都において紙媒体の啓発資料が削減されているため、他媒体での広報も重要になっている。	継続	・啓発冊子等の配布を継続しながら、SNS等での情報発信にも注力していく。 ・SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信を年10回以上行う。	人権・男女共同参画推進センター
42		男女共同参画に関する情報紙の発行	男女共同参画の視点を持った情報紙を発行し、男女共同参画の理解促進を図る。	・男女共同参画情報誌を3号(各号3,500部)発行 ・江戸川区で強くたくましく生きた女性の話を聞き書きしたリーフレット「えどがわの女性」を3号(各号3,000部)発行 ・いずれもイベント時の配布や区内各施設等への配架を行っており、発行時にSNSにて周知している	A	現状：情報誌には男女共同参画に関する特集記事等を掲載している。「えどがわの女性」については、同年代の女性の活躍を知り励まされた等の声が寄せられるなど好評である。 いずれについても、区のホームページにPDF版を掲載し、誰でも閲覧できるようにしている。	継続	・紙媒体での発行及び区のホームページへの掲載を継続する。 ・発行時、SNS等にて紙媒体配置場所及び電子媒体掲載場所を案内する。	人権・男女共同参画推進センター
43		男女共同参画週間記念講演会	男女共同参画週間を記念する講演会を行い、男女共同参画の理解促進を図る。	毎年6月の男女共同参画週間にちなみ、著名な方や区で活躍している方を講師に選定して講演会を実施している。参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用している。 【実施実績】 令和5年度参加者計132名(講師：憲法学者 木村草太氏)	A	現状：例年定員200名程度で開催しており、概ね好評に実施してきた。 課題：より多くの区民に男女共同参画の理解促進を行う方法が課題である。	継続	・直接来場せずとも参加できるよう、オンライン同時配信等を継続する。 ・十分な周知期間を確保するとともに、区のあらゆる広報媒体を活用し、講師の保有するSNSアカウント等での広報を依頼する等して、幅広い層への周知を実施する。	人権・男女共同参画推進センター

※令和5年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
44		幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	【育成室】 ・子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例について職員理解を深め、保護者への周知、理解の促進を図る。 ・子どもの権利を守り、多様性を受けとめ、合理的配慮のもとで支援を実施する。 ・こどもの意思を確認し、一人ひとりの意思を尊重した支援を実施する。	B	【育成室】 ・子どもの権利や多様性を認め、一人ひとりの思いや意見を受け止め、発達や年齢に応じた最善の支援の提供に努めている。 ・障害や発達に特性をもった当事者（こども）への理解促進が今後の取り組み課題。	継続	【育成室】 ・こどもの大切な権利が守られ、社会の中で自分らしさを発揮しながら安心して楽しく生活していけるよう支援を実施する。 ・子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例の周知及び理解促進を図る。 ・障害や発達に特性をもったこどもに、権利について理解できる取り組みを検討、実施する。	保育課
44		幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	・各小・中学校において「人権教育の全体計画」の作成 ・各小・中学校における教科等指導における男女共同参画の歴史等の知識の習得及び認知・行動変容に向けた道徳の学びの充実 ・各学校における特別活動（学級会・生徒会・委員会・行事）における男女共同参画 ・代表校による「人権メッセージ」での発表（平井西小学校、江戸川小学校） ・代表校による「人権の花」運動への参加（大杉東小学校、南葛西小学校、鹿本小学校、中小岩小学校、清新第一小学校、篠崎小学校） ・代表校による全国中学生人権作文コンテスト東京都大会への参加（松江第四中学校、西葛西中学校、瑞江第三中学校、篠崎中学校）	B	各学校においては、社会科や特別の教科「道徳」において、男女共同参画の歴史や男女平等について児童・生徒が学び、自分たちの生活の中での「男女平等」について考える時間を設定している。また、学級会や行事の場において、男女平等の視点を超えて、個々を重視した活動を展開する学校が増加している。 各学校で使用する児童・生徒名簿において、男女に分けない「男女混合名簿」を全校で作成し、活用している。 さらに、中学校において、標準服（制服）の「男子用」「女子用」という呼称をやめ、「A型」「I型」としている。	継続	・各教科等において継続的に指導する ・多様性を理解した教育活動の推進 ・多様な特性がある児童・生徒への適切な対応	教育指導課
45		人権尊重教育推進校	東京都教育委員会の指定を受けた学校において、2年間人権教育を充実させることである偏見や差別の解消を目指す。また、その取組の成果を他校に周知する。	・人権尊重教育推進校（東京都教育委員会）の指定 令和5・6年度 江戸川小学校 研究主題「自他を大切に、協調しながらよりよい人間関係を築く児童の育成」	B	人権尊重教育推進校に指定された学校は、人権課題について網羅的に指導する機会を得られている。 なお、指定校は、自他の人権尊重を基盤とした研究を推進するとともに、区内の学校に取組を発信・啓発することができている。	継続	令和5年度から継続して、令和6年度も江戸川小学校が人権尊重教育推進校として研究を進めていく。令和7年2月に区内小・中学校に向けて、研究発表を実施する。	教育指導課
46		人権教育だより「しあわせ」の活用	教職員の人権意識の高揚を図るため、年3回人権教育だよりを発行し、男女共同参画を含めた様々な人権課題の啓発を行う。	110号「日本点字図書館」視察の様子 111号「JICA地球ひろば」視察の様子 112号「人権尊重教育推進校（江戸川小学校）」研究発表の様子	B	令和5年度も3回、教職員の人権意識を高めるために人権だより「しあわせ」を発行することができた。	継続	・今後も毎年必ず3回、フィールドワーク等で学んだことを全教職員に発信し、人権意識を高めていく。	教育指導課
47		教職員研修の実施	年4回の人権教育研修を行い、人権教育プログラムの周知徹底を図ることで、男女共同参画を含めた様々な人権課題について理解を深め、指導の改善を図る。	・人権教育研修の実施 その中で、人権課題「性自認・性的指向」をテーマに、外部講師を招き、研修を実施した。 ・人権教育研究協議会（東京都教育委員会主催）への各職層別の参加 ・全国同和教育研究大会への指導主事の参加（兵庫県明石市）	B	人権教育研修では、東京都教育委員会が発行している「人権教育プログラム」を活用し、各学校（園）の人権教育担当教員に対して、人権課題について講義し、男女共同参画を含めた様々な人権課題についての理解を深める機会としている。	継続	・今後も毎年必ず、1回以上を「人権教育プログラム」を活用した研修を行う他、フィールドワークで人権について学ぶことができる施設を訪問していく。 ・令和6年度は、人権課題「性自認・性的指向」をテーマに、フィールドワーク研修を実施していく。 ・全国同和教育研究大会への指導主事の参加（熊本県熊本市）	教育指導課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
48		SDGsを通じた男女共同参画の考えなどの周知	SDGsに関する情報を収集及び提供し、発行物等において男女共同参画の理解促進を図る。	令和5年9月25日から12月9日まで、SDGs Season in EDOGAWA（SDGsシーズン）とし、SDGsに関するイベントを集中的に開催。特設ホームページでは、男女共同参画に関するイベントの周知を実施した。	B	区のホームページ以外で、区民等に広く男女共同参画について発信する機会が少なかった。ホームページだけでなくSNSや広報紙等で広く発信する必要がある。	継続	SDGsシーズン期間中のイベントだけでなく、期間外のイベントにおいても、男女共同参画に関する事業は積極的にSNS等で発信する。また、「SDGsえどがわ10の行動」行動3「家事や育児、介護に家族みんなで参加しよう」についても、地域イベントでパネル展示を行うなど、直接区民に働きかけできる機会を活用していきたい。	ともに生きるまち推進課

## 方向性② 男性にとっての男女共同参画の推進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
2	再掲	ワーク・ライフ・バランスを促進する講座等の実施	男性は仕事、女性は家事・育児という性別役割分担意識を払しょくし、男女が共に仕事と家庭を両立できるように、男性の家事等の参加を促進する講座等を実施する。	・ワーク・ライフ・バランスを促進する講座を実施している。なお、参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用している。 【実施実績】 令和5年度講座等参加者計51名（1回実施）	A	現状：講座アンケートで概ね好評を得ている。 課題：内容や回数、対象者を精査して実施する。	継続	・参加しやすさの確保のため、実施時刻等を検討しながら講座を実施する。 ・事業者や管理職を主な対象とする講座については、経営者団体への情報提供等を適宜行う。	人権・男女共同参画推進センター
44	再掲	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	【育成室】 ・子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例について職員の理解を深め、保護者への周知、理解の促進を図る。 ・子どもの権利を守り、多様性を受けとめ、合理的配慮のもとで支援を実施する。 ・子どもの意思を確認し、一人ひとりの意思を尊重した支援を実施する。	B	【育成室】 ・子どもの権利や多様性を認め、一人ひとりの思いや意見を受け止め、発達や年齢に応じた最善の支援の提供に努めている。 ・障害や発達に特性をもった当事者（こども）への理解促進が今後の取り組み課題。	継続	【育成室】 ・こどもの大切な権利が守られ、社会の中で自分らしさを発揮しながら安心して楽しく生活していけるよう支援を実施する。 ・子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例の周知及び理解促進を図る。 ・障害や発達に特性をもったこどもに、権利について理解できる取り組みを検討、実施する。	保育課
44	再掲	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	・各小・中学校において「人権教育の全体計画」の作成 ・各小・中学校における教科等指導における男女共同参画の歴史等の知識の習得及び認知・行動変容に向けた道徳の学びの充実 ・各学校における特別活動（学級会・生徒会・委員会・行事）における男女共同参画 ・代表校による「人権メッセージ」での発表（平井西小学校、江戸川小学校） ・代表校による「人権の花」運動への参加（大杉東小学校、南葛西小学校、鹿本小学校、中小岩小学校、清新第一小学校、篠崎小学校） ・代表校による全国中学生人権作文コンテスト東京都大会への参加（松江第四中学校、西葛西中学校、瑞江第三中学校、篠崎中学校）	B	各学校においては、社会科や特別の教科「道徳」において、男女共同参画の歴史や男女平等について児童・生徒が学び、自分たちの生活の中での「男女平等」について考える時間を設定している。また、学級会や行事の場において、男女平等の視点を超えて、個々を重視した活動を展開する学校が増加している。 各学校で使用する児童・生徒名簿において、男女に分けない「男女混合名簿」を全校で作成し、活用している。 さらに、中学校において、標準服（制服）の「男子用」「女子用」という呼称をやめ、「A型」「I型」としている。	継続	・各教科等において継続的に指導する ・多様性を理解した教育活動の推進 ・多様な特性がある児童・生徒への適切な対応	教育指導課

※令和5年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

方向性③ 人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様な性に対する理解促進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
44	再掲	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	【育成室】 ・子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例について職員の理解を深め、保護者への周知、理解の促進を図る。 ・子どもの権利を守り、多様性を受けとめ、合理的配慮のもとで支援を実施する。 ・子どもの意思を確認し、一人ひとりの意思を尊重した支援を実施する。	B	【育成室】 ・子どもの権利や多様性を認め、一人ひとりの思いや意見を受け止め、発達や年齢に応じた最善の支援の提供に努めている。 ・障害や発達に特性をもった当事者（こども）への理解促進が今後の取り組み課題。	継続	【育成室】 ・こどもの大切な権利が守られ、社会の中で自分らしさを発揮しながら安心して楽しく生活していけるよう支援を実施する。 ・子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例の周知及び理解促進を図る。 ・障害や発達に特性をもったこどもに、権利について理解できる取り組みを検討、実施する。	保育課
44	再掲	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	・各小・中学校において「人権教育の全体計画」の作成 ・各小・中学校における教科等指導における男女共同参画の歴史等の知識の習得及び認知・行動変容に向けた道徳の学びの充実 ・各学校における特別活動（学級会・生徒会・委員会・行事）における男女共同参画 ・代表校による「人権メッセージ」での発表（平井西小学校、江戸川小学校） ・代表校による「人権の花」運動への参加（大杉東小学校、南葛西小学校、鹿本小学校、中小岩小学校、清新第一小学校、篠崎小学校） ・代表校による全国中学生人権作文コンテスト東京都大会への参加（松江第四中学校、西葛西中学校、瑞江第三中学校、篠崎中学校）	B	各学校においては、社会科や特別の教科「道徳」において、男女共同参画の歴史や男女平等について児童・生徒が学び、自分たちの生活の中での「男女平等」について考える時間を設定している。また、学級会や行事の場において、男女平等の視点を超えて、個々を重視した活動を展開する学校が増加している。 各学校で使用する児童・生徒名簿において、男女に分けない「男女混合名簿」を全校で作成し、活用している。 さらに、中学校において、標準服（制服）の「男子用」「女子用」という呼称をやめ、「A型」「I型」としている。	継続	・各教科等において継続的に指導する ・多様性を理解した教育活動の推進 ・多様な特性がある児童・生徒への適切な対応	教育指導課
45	再掲	人権尊重教育推進校	東京都教育委員会の指定を受けた学校において、2年間人権教育を充実させることである偏見や差別の解消を目指す。また、その取組の成果を他校に周知する。	・人権尊重教育推進校（東京都教育委員会）の指定 令和5・6年度 江戸川小学校 研究主題「自他を大切に、協調しながらよりよい人間関係を築く児童の育成」	B	人権尊重教育推進校に指定された学校は、人権課題について網羅的に指導する機会を得られている。 なお、指定校は、自他の人権尊重を基盤とした研究を推進するとともに、区内の学校に取組を発信・啓発することができている。	継続	令和5年度から継続して、令和6年度も江戸川小学校が人権尊重教育推進校として研究を進めていく。令和7年2月に区内小・中学校に向けて、研究発表を実施する。	教育指導課
46	再掲	人権教育だより「しあわせ」の活用	教職員の人権意識の高揚を図るため、年3回人権教育だよりを発行し、男女共同参画を含めた様々な人権課題の啓発を行う。	110号「日本点字図書館」視察の様子 111号「JICA地球ひろば」視察の様子 112号「人権尊重教育推進校（江戸川小学校）」研究発表の様子	B	令和5年度も3回、教職員の人権意識を高めるために人権だより「しあわせ」を発行することができた。	継続	・今後も毎年必ず3回、フィールドワーク等で学んだことを全教職員に発信し、人権意識を高めていく。	教育指導課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
47	再掲	教職員研修の実施	年4回の人権教育研修を行い、人権教育プログラムの周知徹底を図ることで、男女共同参画を含めた様々な人権課題について理解を深め、指導の改善を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育研修の実施</li> <li>・その中で、人権課題「性自認・性的指向」をテーマに、外部講師を招き、研修を実施した。</li> <li>・人権教育研究協議会（東京都教育委員会主催）への各職層別の参加</li> <li>・全国同和教育研究大会への指導主事の参加（兵庫県明石市）</li> </ul>	B	人権教育研修では、東京都教育委員会が発行している「人権教育プログラム」を活用し、各学校（園）の人権教育担当教員に対して、人権課題について講義し、男女共同参画を含めた様々な人権課題についての理解を深める機会としている。	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も毎年必ず、1回以上を「人権教育プログラム」を活用した研修を行う他、フィールドワークで人権について学ぶことができる施設を訪問していく。</li> <li>・令和6年度は、人権課題「性自認・性的指向」をテーマに、フィールドワーク研修を実施していく。</li> <li>・全国同和教育研究大会への指導主事の参加（熊本県熊本市）</li> </ul>	教育指導課

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
49		人権尊重意識の啓発	人権尊重意識の啓発に関する講演、イベントの実施、冊子の配布等とともに、関係機関と連携して必要な助言等を行う。	<p>・人権週間行事「講演と映画のつどい」（区民・職員向け）【参加者実績】316名（会場限定）</p> <p>・広報えどがわへ啓発記事の掲載（約20万部配布・広報データが地域情報サイトなどに掲載されている。）</p> <p>【掲載実績】5/1号憲法週間、11/15号犯罪被害者週間、12/1号人権週間、12/1号北朝鮮人権侵害問題啓発週間</p> <p>・北朝鮮人権侵害問題啓発週間ブルーライトアップ（12/10～12/16）</p> <p>・映画「めぐみへの誓い」上映会</p> <p>【参加者実績】152名</p> <p>・多様な性にYESの日レインボーライトアップ（5/17～5/23）</p> <p>5/15号広報えどがわ掲載</p> <p>・「人権週間」、「犯罪被害者週間」に合わせた学校での人権擁護委員の啓発活動の成果の展示・各相談機関リーフレット等の配布</p> <p>・同性パートナー関係申出書受領証の交付（H31.4.1～）</p> <p>当事者の不利益をなくし、性の多様性について区民の理解を促す取組の一つとして、同性パートナー関係にあるというお二人からの申出書を受領し、受領証を交付する事業を行っている。区営住宅の入居申し込みの際にパートナー関係を確認する書類として受領証を使用することができる。</p> <p>【交付実績】R5年度末時点 42組</p> <p>・東京都パートナーシップ宣誓制度との連携協定・覚書締結（R4.11.1～）</p> <p>・e-ラーニング「多様な性を考える」の実施（R5.11） 全職員対象</p> <p>・人権相談</p> <p>法務大臣の委嘱を受けた区民である人権擁護委員（14名）による人権相談。東京法務局と連携して必要な助言等を行っている。</p> <p>場所：グリーンパレス区民相談室</p> <p>日時：毎月第1水曜日、午後1時～4時</p> <p>【相談実績】R5年度1件</p>	A	<p>【現状】</p> <p>「講演と映画のつどい」、「拉致問題啓発映画上映会」、広報えどがわへの記事掲載、タワーホール船堀のレインボーライトアップ、啓発展示などを実施するなど、より多くの区民への啓発となるよう、多様な方法での啓発に取り組んでいる。</p> <p>同性パートナー関係申出書受領証については、R4.11から東京都パートナーシップ宣誓制度の開始に伴い、連携協定・覚書を締結し、サービスの利便性向上に努めている。</p> <p>【課題】</p> <p>より多くの区民に人権尊重意識の啓発を行う方法が課題である。</p>	継続	<p>・毎年、広報えどがわの啓発記事の掲載に付随して、区Facebook、X（旧ツイッター）での情報発信を行い、啓発情報の受け手を増やす。</p> <p>・「講演と映画のつどい」について、時流に沿った人権課題の講師、テーマを検討する。また、SNS等を活用した広報を行い、参加者数を令和8年度までに20%増加させる。（令和2年度比（185名））</p>	人権・男女共同参画推進センター
<p><b>【推進会議委員の意見等】</b></p> <p>・令和3年頃から、企業では、C S R（企業の社会的責任）、サステナブル経営（環境・社会・経済の3つの観点で持続可能な経営）など様々な要素が求められている。令和7年度以降は、人権意識や生物多様性の要素も求められるようになってくるため、企業での講習会も始まる。そのため、来年度は、企業への要求とマッチするように人権意識の啓発を行い、企業も一緒にP Rできれば、人権意識がより浸透していくのではないかと考えている。検討していただきたい。</p> <p>・人権擁護委員では、小さい頃から人権意識をしっかりと根づかせていくことも重要であるため、どちらかというと児童・生徒に向けた啓発活動が主になっている。ただ、大人でも、非常に厳しい社会の中で人権を守りにくい状況も生じていると思っている。そういった状況で働く中で抱えている問題がたくさんあると思うので、多くの方に、人権の大切さを周知していきたいと思っている。</p>									

※令和5年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
51		性に関する指導	性に関する指導を通して、「人間尊重」「男女平等の精神」に基づく正しい異性観を児童・生徒に身に付けさせ、人格の完成・豊かな人間形成を図る。	「性教育の授業」講師派遣事業（東京都教育委員会） 南葛西中学校	B	各学校において発達段階に応じた性に関する指導を行う中で、正しい異性感について学ぶ機会を作っている。また、産婦人科医や助産師を招へいた「性に関するモデル授業」を中学校で実施する中で、男女を含め自他を大切にすることを養うことができ、外部講師による授業の有効性を感じることができた。	継続	「性教育の授業」講師派遣事業について、令和6年度は3校の中学校で実施予定（松江第四中学校、南葛西第二中学校、清新第二中学校）	教育指導課
<p><b>【推進会議委員の意見等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区立中学校では、毎年、卒業する3年生に向け、3月に授業や指導を行っている。</li> <li>・性行為や、それに伴う妊娠・出産が、人としてかけがえない素晴らしい行為であるということに加え、避妊の方法についても産婦人科医の講師から具体的に指導していただいている。</li> <li>・中学校では、交際相手の意向を受け止めて従うことが交際を長続きさせる手段と考え、相手の言うことを聞かなければならないと思っている生徒がかなり多いように思う。</li> <li>・それは違うので、一人ひとり独立した人間で、嫌なときにははっきり嫌と言える関係が必要という前提のもと、最終的には避妊等の具体的な部分まで授業にしている。生徒にとっては記憶に残る授業になっていると思う。</li> <li>・学校の生徒が実際に性被害に遭ってしまったときや思わぬ妊娠に至らないように、学校でサポートや助言ができるような、緊急避妊薬（アフターピル）等に関する話はあるか。</li> <li>・緊急避妊薬については、昨年の講師も言及がなかったが、避妊の一つとしてピルが紹介されていたものの、避妊の前の段階、嫌なものは嫌と言える人間関係作りといったものが中心であった。緊急避妊薬のような具体的なところまで突っ込んで話ができれば、性教育がさらに進んだものになるのかもしれないが、現行の保健体育の教育課程には記載されていない内容なので難しい。</li> <li>・生理やその個人差については扱われているのか。</li> <li>・生理についての学習は、3年生よりも早い段階で扱う。教育課程の中にあり、今は保健体育も男女共修であるため、男女が同じ教室で学習することになっている。</li> </ul>									

※令和5年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

#### 方向性④ 学校等における男女平等に関する教育・学習の推進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
44	再掲	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	【育成室】 ・子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例について職員理解を深め、保護者への周知、理解の促進を図る。 ・子どもの権利を守り、多様性を受けとめ、合理的配慮のもとで支援を実施する。 ・こどもの意思を確認し、一人ひとりの意思を尊重した支援を実施する。	B	【育成室】 ・こどもの権利や多様性を認め、一人ひとりの思いや意見を受け止め、発達や年齢に応じた最善の支援の提供に努めている。 ・障害や発達に特性をもった当事者（こども）への理解促進が今後の取り組み課題。	継続	【育成室】 ・こどもの大切な権利が守られ、社会の中で自分らしさを発揮しながら安心して楽しく生活していけるよう支援を実施する。 ・子どもの権利条約、江戸川区子どもの権利条例の周知及び理解促進を図る。 ・障害や発達に特性をもったこどもに、権利について理解できる取り組みを検討、実施する。	保育課
44	再掲	幼児・児童・生徒に対する男女共同参画の視点に立った教育	男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される平等の理念を理解させ、その具現化を図るため男女平等教育を推進し、男女共同参画の理解促進を図る。	・各小・中学校において「人権教育の全体計画」の作成 ・各小・中学校における教科等指導における男女共同参画の歴史等の知識の習得及び認知・行動変容に向けた道徳の学びの充実 ・各学校における特別活動（学級会・生徒会・委員会・行事）における男女共同参画 ・代表校による「人権メッセージ」での発表（平井西小学校、江戸川小学校） ・代表校による「人権の花」運動への参加（大杉東小学校、南葛西小学校、鹿本小学校、中小若小学校、清新第一小学校、篠崎小学校） ・代表校による全国中学生人権作文コンテスト東京都大会への参加（松江第四中学校、西葛西中学校、瑞江第三中学校、篠崎中学校）	B	各学校においては、社会科や特別の教科「道徳」において、男女共同参画の歴史や男女平等について児童・生徒が学び、自分たちの生活の中での「男女平等」について考える時間を設定している。また、学級会や行事の場において、男女平等の視点を超えて、個々を重視した活動を展開する学校が増加している。 各学校で使用する児童・生徒名簿において、男女に分けない「男女混合名簿」を全校で作成し、活用している。 さらに、中学校において、標準服（制服）の「男子用」「女子用」という呼称をやめ、「A型」「I型」としている。	継続	・各教科等において継続的に指導する ・多様性を理解した教育活動の推進 ・多様な特性がある児童・生徒への適切な対応	教育指導課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
53		デートDV防止講座	主に中学校・高校でのデートDVに関する啓発講座を実施する。講座の中で、よりよい人間関係の築き方や男女平等の考え方、性別役割分担意識の払しょくについても啓発する。	委託事業者による学校等でのデートDV防止講座を実施している。 【実施実績】 令和5年度講座参加者数計635名（区立中学校4校で実施）	A	現状：区内の小中高校等に案内し、希望する学校等へ講師を派遣しており、デートDV予防啓発に効果を発揮している。	継続	毎年4回以上の講座実施を目指し、周知を展開する。	人権・男女共同参画推進センター

※令和5年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

## 課題（2）地域活動への男女共同参画による活性化 方向性① 地域活動における男女共同参画の推進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
54		町会・自治会活動	誰もがそれぞれの立場で積極的に町会・自治会活動に参画できるよう支援する。	・地域まつりや地域運動会等の地域活動について、地域の方々が活動に参加できるように連絡調整を行った。  【推進会議委員の意見等】 ・江戸川区では、区長を中心に、連合町会連絡協議会の会長と町会長とで常日頃連絡を取り合っている。各部署がしっかり取り組んでいて本当に素晴らしいと感じている。	A	若い世帯の加入率が低く、高齢の世帯が多くなっているため、今後も広く町会加入のPRが必要。	継続	これまで実施した取組内容を続けていくとともに、町会・自治会のニーズに合った支援を行っていく。	地域振興課
55		アダプト制度の推進	「ボランティア立区」の実現を目指すため、緑や公園、水辺のボランティアに参加できるよう支援する。	チラシやポスター、ホームページにより、新たにボランティアの募集を行った。 また、ボランティアの育成を目的として講習会を実施した。	B	現状：ボランティアの登録者数は、毎年増加している。 課題：高齢化により活動が縮小、休止する団体がある。	継続	今後もボランティア活動に関わる新たな人材の発掘や育成に努めると共に、身近な公園で清掃やコミュニティづくり等、地域活動に参画しやすくなるまちづくりを行う。	水とみどりの課
56		環境をよくする運動	各地区での様々な実践活動や、一斉美化運動などの全区的な取組を継続・浸透させていくことにより、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供する。	各地区の様々な実践活動の支援や、一斉美化運動を継続して行った。 【各地区協議会活動参加人数】 H30：90,077人、H31：85,071人、R2：222人、R3：1,310人、R4：2,563人、R5：57,009 【美化運動（春・秋）参加人数】 H30：52,127人、H31：50,933人、R2：7,961人、R3：16,208人、R4：18,766人、R5：27,913人 【環境をよくする絵画コンクール】 H30：8,325件、H31：8,158件、R2：5,797件、R3：6,793件、R4：6,013件、R5：5,332件	A	協議会活動では区内6地区ごとに、一斉美化運動やリサイクル活動、喫煙マナーアップキャンペーン、違法駐車迷惑駐輪防止活動、違法屋外広告物撤去活動など多岐にわたる活動を行っており、多くの区民が参加している。 また、区内小中学生を対象とした「環境をよくする絵画コンクール」も実施しており、幅広い年代が環境をよくする運動に参加している。	継続	今後も区内6地区での実践活動や絵画コンクールを継続し、誰もが地域活動へ参画できる機会を設けていく。	環境課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課			
57		安全・安心まちづくり運動	区民・企業・関係機関等が行う様々な活動を継続・発展させるための支援・行事等の企画を行い、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供する。	町会等の地域団体によるパトロールへの支援や「自転車盗ゼロ作戦」「安全安心まちづくり大会」などの啓発行事の開催、防犯活動に取り組む地域団体に対する防犯カメラ設置補助を継続して行うことで、安全・安心なまちづくりを推進し、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供した。	B	現状：パトロールを行う地域団体への物品支給や各種啓発行事の開催、防犯カメラ設置支援を円滑に行うことで、地域の防犯意識を向上させ、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供した。  課題：地域に防犯カメラへの興味関心を付与しながら、特に未設置地区に対して、如何にして防犯カメラを設置推進していくか課題。	継続	安全・安心なまちづくりを推進し、引き続き誰もが参画できる機会を提供していくために、パトロールを行う団体への物品支給や各種啓発行事の開催・内容の充実、防犯カメラ設置に関する支援や働きかけを継続していく。	地域防災課			
57		安全・安心まちづくり運動	区民・企業・関係機関等が行う様々な活動を継続・発展させるための支援・行事等の企画を行い、誰もが地域活動へ参画できる機会を提供する。	<b>【推進会議委員の意見等】</b> ・区から防犯カメラの設置について支援があることは非常に心強い。 ・安全・安心まちづくり運動をしていく中で、パトロールや防犯カメラの設置で、防犯力がどれくらい上がっているのか。 ・町会では、東京オリンピックが始まる頃に防犯カメラを付けようという運動があり、40台設置したところ、犯罪がピタッと止まったと感じている。 ・併せて、毎月2回の夜間パトロールを行っている。 ・防犯カメラの設置の要望は国や警察署に申し出るのか。 ・（区説明）防犯カメラの設置については、区で補助金制度を構築しており、犯罪防止の活動も危機管理部をはじめ、区全体で取り組んでいる。								

## 方向性② 男女共同参画の視点による地域防災力の向上

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
59		地域防災訓練・避難所運営訓練	地域で開催する防災訓練や避難所運営訓練で、女性の視点を取り入れた訓練実施を働きかける。	避難所運営協議会などにおいて女性の視点を取り入れた訓練の実施などを働きかけた結果、授乳室・更衣室の設置やマンホールトイレの男女分け、女性専用スペースでの整備などについて協議が進んだ。避難所における女性に配慮すべき課題の解決を図っている。	B	現在、避難所における女性に配慮すべき課題について避難所運営協議会などで協議を進めている。今後、訓練（授乳室・更衣室の設置訓練など）を行い、課題を洗い出していく。女性の視点を取り入れた避難所運営に配慮していく。	継続	避難所運営協議会未設立の避難所で設立を促進し、その中で女性に配慮すべき課題についての協議を行っていく。 生理用品の配付方法や洗濯など、まだ協議すべき課題はあり男女別更衣室や授乳室等の配置について、今後も避難所運営協議会での協議を重ねていく。	地域防災課
60		地域防災計画の改定・運用	事前の防災対策及び発災後の復旧・復興対策について、女性や男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画改定に取り組む。	男女共同参画に基づき、令和4年度に江戸川区防災会議条例を改正し、第6号委員（自主防災組織を構成する者又は学識経験者）を14名増員し、87名中21名が女性委員となった。	A	防災対策において女性や男女共同参画の視点を取り入れる取組は進行している。今後に関しては引き続きこの取組みを継続する事で「当たり前」の事を当たり前に捉えていく環境作りを構築する事が大事である。	継続	・地域防災計画(令和5年度修正)において、災害対策における女性の参画推進が重要である旨を記載している。 ・令和4年度に初めて「えどがわ防災女性ミーティング」を開催し、災害時における女性の意見や課題等を集約し議論を行った。令和6年度においても令和5年度に引き続き実施予定である。	防災危機管理課

重点目標3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

課題(1) 困難を抱えた人への支援

方向性① ひとり親家庭の就業・生活の安定を通じた自立支援

評価内訳： A (計画通りできた), B (概ね計画通りにできた), C (あまり計画通りにできなかった), D (実施していない、または廃止した)

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
61		ひとり親家庭総合相談事業【ひとり親相談室すずらん】	子育てや生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型の相談を行い、ひとり親家庭の多様なニーズに対応する。	ひとり親家庭の多様なニーズに対応するため、キャリアコンサルタント等の資格を持った相談員による総合相談窓口で相談対応をしている。就業による自立に向けた支援を基本にしつつ、子育て・生活支援などの相談・支援業務に特化している。 相談延べ数：R5 (652)	A	現状：ひとり親の「経済的・精神的な自立」のため、専門性の高い相談員が、ライフプラン、キャリア形成の相談に応じている。 相談員は、ひとり親の支援策だけでなく、ハローワークの事業などの労働施策や最新の業界動向に精通し、相談者の人柄、能力、働ける時間等と企業側の求める人物像の両方を把握したうえでマッチングしている。 課題：相談者によっては、就労経験が少ない等の理由によりマッチングが困難な場合がある。	継続	引き続き、ひとり親家庭の多様なニーズに対応し、「経済的・精神的な自立」を図るため、専門性の高い相談員がきめ細かく相談・支援を行っていく。	人権・男女共同参画推進センター
<p><b>【推進会議委員の意見等】</b></p> <p>・将来の展望がはっきりしていない相談者も多いためキャリア設計から支援するという取組 (No.64「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金」) の記載もあるが、相談員が苦勞しているのがとてもよくわかる。事業所としても、働く先の支援や、実際に働いた後のサポート等も十分検討しているが、ご本人の考えが定まらないことで、就業に繋がらない、もしくは長く続けられないということが度々見られる。</p>									
62		母子・父子自立支援員	母子・父子家庭の暮らしの問題や自立の援助の相談を実施する。	ひとり親家庭の母又は父に対し、母子及び父子福祉資金の貸付や職業能力の向上及び求職活動等就業の相談・指導を行い、ひとり親家庭の自立に必要な支援を行った。 相談件数：R5 (2,488)	A	現状：ひとり親家庭は、経済的な困難を抱える世帯が多いため、母子及び父子福祉資金の貸付や各種給付金を支給することで、ひとり親の経済的な自立にむけた相談・指導を行っている。 課題：本貸付制度や給付金制度についての周知。また、本貸付制度以前に、高校・大学の無償化制度を知らない相談者も多いため、包括的な事業案内及び自立に向けた相談・指導が必要。	継続	引き続き、ひとり親家庭の母又は父に対し、母子及び父子福祉資金の貸付や職業能力の向上及び求職活動等就業の相談・指導を行い、ひとり親家庭の自立に必要な支援を行っていく。また、必要に応じて他制度の事業案内も並行して行う。	人権・男女共同参画推進センター
63		ひとり親家庭ホームヘルプサービス	義務教育終了前の子どもを養育しているひとり親家庭で、病気や就職活動により一時的に家事や保育ができない場合に、ホームヘルパーを派遣する。	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間、ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要な援助を行うための取り組みを実施。 登録世帯：R5 (5) 利用日数：R5 (3) 利用時間：R5 (18.5)	B	現状：事業者との調整 (マッチング等) が付かず、利用者が希望する時間に派遣できない場合がある。 課題：安定した事業運営ができるよう、協定先の事業者の新規開拓。	継続	病気やけがなど日常生活に一時的に支障があるひとり親家庭の支援を図るため、引き続き、ホームヘルパーを派遣していく。 区内で事業を行っている事業者にアポイントを取り、事業への協力を依頼する。	人権・男女共同参画推進センター

※令和5年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
64		母子生活支援施設	経済的困窮など様々な課題を抱える母子を施設に入所させ、自立に向けた支援を行う。	<p>【施設】 母子世帯が安心して暮らせるよう設備を修繕し、備品等を増設した。</p> <p>【支援】 母子世帯の自立促進のため、就労・生活・子育て等の相談・助言を行い、精神の安定と経済的な自立に向けた支援を行った。また、子どもの健全育成を図るために、学習指導、生活指導、行事等を実施した。 入所世帯数 区内：R5(12世帯) 広域：R5(1世帯) ※3月31日現在</p>	A	<p>【施設】 現状：施設が時代に沿わない古い設備であるため、入所者に負担を強いている部分がある。 課題：施設の老朽化が進んでいるので、多様化するニーズに対応できる設備と機能強化が必要である。</p> <p>【支援】 現状：様々な課題を抱える母子世帯に対して自立に向けた支援を行った結果、生活の安定が図られ施設退所につながった。また、近年は東京都の住宅施策である都営住宅への当選率が上がったことを要因とした退所世帯数が増えている。 課題：DV被害や児童虐待など母子世帯を取り巻く課題が複雑化してきている。社会状況の変化に対応した支援が求められている。</p>	継続	<p>【施設】 他自治体の施設を研究するなど、多様化するニーズへの対応に必要な機能強化の方策を検討していく。R6年度以降担当：子ども家庭部児童家庭課</p> <p>【支援】 様々な困難な課題を持つ母子世帯を支援していくため、関係機関と情報共有し支援方針について連携していく。チラシ等を関係機関に配布し、施設の周知に努める。</p>	人権・男女共同参画推進センター
65		児童扶養手当 児童育成手当 ひとり親家庭等医療費助成	離婚・死亡・遺棄などの理由で、父親又は母親と生計を同じくしていないひとり親世帯等に手当の支給および医療費の助成をすることで、生活の安定と自立の促進、児童の福祉の増進を図る。	<p>ひとり親世帯等に児童扶養手当、児童育成手当、ひとり親家庭等医療費助成を支給。年度末時点の受給者は以下の通り。 【児童扶養手当】R5(4,357) 【児童育成手当】R5(5,990) 【ひとり親家庭等医療費助成】R5(3,956) 令和4年度からは児童扶養手当等の申請者をもれなく「ひとり親相談室すずらん」に繋げた。</p>	A	<p>現状：手当等の支給により、ひとり親家庭の自立促進、家庭生活の安定・向上が図られている。 課題：ひとり親家庭が抱える課題に対し、手当以外の必要な支援に繋げる。</p>	継続	<p>各種手当等の申請者をもれなく「ひとり親相談室すずらん」へ繋ぐ取組および、「ひとり親家庭のおしおり」や離婚等に係る相談窓口リーフレットの配布を継続することで、ひとり親家庭の課題の早期解決を支援する。</p>	児童家庭課
66		母子福祉生活一時資金	母子世帯が、災害や疾病等により緊急に資金を要する時に、15万円を上限に貸付を行う。	<p>母子家庭の方で生活資金が一時不足する場合に、生活一時資金を貸し付け、その生活の安定を図った。 貸付件数：R5(17)</p>	A	<p>現状：母子家庭は、経済的な困難を抱える世帯が多く、学費の支払などまとまった支出に備えた貯蓄が困難。一時的な支出で生活資金が不足した方を対象に、審査を行い要件を満たす方に貸付を実行した。最近では母子ともに感染症を患い、働きたいように働けず給与収入が一時的に減少したといった相談が多い。 課題：貸付の翌月から返済が始まるため、生活収支の策定・見直し等の支援が必要。特に、給与収入の減少については今後も同様に起こり得る可能性があるため、生活収支を見直したうえで貯蓄できるよう支援を行う。</p>	継続	<p>生活資金が一時的に不足した方に対し、引き続き、申請の理由や日頃の生活収支、返済の見込みなどをきめ細かく聞き取りをすることで、返済に無理のない適正な範囲での貸付を実行していく。</p>	人権・男女共同参画推進センター

※令和5年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
67		ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の母又は父が、保育士などの資格をとるために1年以上の養成機関に修学する際に、給付金を支給する。	ひとり親家庭の母又は父に対し、看護師等の資格を取得するための養成機関での修業中の期間について、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等を支給することにより、修業期間中の生活の安定及び資格の取得を支援し、母子家庭又は父子家庭の経済的自立の促進を図った。 給付件数：R5（27）	A	現状：ひとり親家庭は、子育てとの両立のためパート等で働いている場合が多く、他世帯より年間収入が低い世帯が多い。就職に有利で、かつ生活の安定に資する資格取得を通じて経済的な自立促進を図っている。 課題：本事業の周知。また、将来の展望がはっきりしていないが、とりあえず何かしらの資格取得をしたいといった相談も多いため、キャリア設計から支援する。	継続	引き続き、支給を受けようとする者の資格取得への意欲、能力、当該資格取得見込等を的確に把握するとともに、生活状況について聴取するなど本給付金の必要性について十分精査したうえで支給決定し、ひとり親の経済的自立につなげていく。 ホームページ上にナビゲーションシステムを構築し、本事業の更なる利用につながるよう周知を図っていく。	人権・男女共同参画推進センター
68		ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母又は父が、指定された能力開発の講座を受講する際に、受講費用の一部を修了後に支給する。	ひとり親家庭の母又は父に対し、ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金を支給することにより、職業経験が乏しく技能も十分でないひとり親家庭の母等の就業を、より円滑にするための主体的な能力開発を支援することで、経済的自立の促進を図った。 給付件数：R5（12）	A	現状：ひとり親家庭は、子育てとの両立のためパート等で働いている場合が多く、他世帯より年間収入が低い世帯が多い。就職に有利で、かつ生活の安定に資する資格取得を通じて経済的な自立促進を図っている。 課題：本事業の周知。また、将来の展望がはっきりしていないが、とりあえず何かしらの資格取得をしたいといった相談も多いため、キャリア設計から支援する。	継続	引き続き、支給を受けようとする者の資格取得への意欲、能力、当該資格取得見込等を的確に把握するとともに、生活状況について聴取するなど本給付金の必要性について十分精査したうえで支給決定し、ひとり親の経済的自立につなげていく。 ホームページ上にナビゲーションシステムを構築し、本事業の更なる利用につながるよう周知を図っていく。	人権・男女共同参画推進センター
69		ひとり親家庭民間賃貸住宅家賃助成	老朽化等により賃貸住宅からの立ち退きを求められているひとり親世帯に対し、転居後の家賃の一部を助成する。	民間の賃貸住宅に居住し、やむを得ず転居を求められたひとり親家庭等に対して、転居後の家賃等を助成することにより、住まいの安定を図った。 給付件数：R5（1）	A	現状：人口減少、地価高騰等の影響で立ち退きを求められる事例が減少し、1件のみの利用に留まった。 課題：利用者は減少傾向にあるものの、現在も利用者がいるため、引き続き実施する。	継続	引き続き、申請の相談時には、丁寧に聞き取りをし、支援の対象と判断される場合には、住まいの安定を図るべく支援をしていく。	人権・男女共同参画推進センター
71		助成・奨学金制度の周知	国、都による教育費の支援制度の拡充を受け、新規募集は平成30年度をもって終了し、奨学生への貸付は令和3年度をもって終了となった。今後は、国、都、他機関の助成・奨学金制度について、広く周知していく。	区内の中学3年生に対し、国、都、他機関の助成・奨学金制度について記載したリーフレットを配布した。	A	単純作業（封詰めや印刷、紙折り等）が多く、時間がかかる。	継続	単純作業については、オフィスサポートへの依頼を検討する。	教育推進課
72		入学資金の融資あっせん	私立の高校及び大学等への入学に必要な資金に困窮している者を対象に、入学資金の融資をあっせんし、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	融資あっせんの案内を区立中学校・公共施設・各信金窓口へ送付し、区民へ広く周知。 融資が決定した方については、保証保険料及び利子補給金の交付を実行。 【令和5年度実績】 あっせん件数：74件 融資実行件数：50件（前年度より9件減）	A	現状としては、左記記載のとおり、融資あっせんにより低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援している。	継続	引き続き、当該事業について区民へ周知していく。	教育推進課

※令和5年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
73		木全・手嶋育英資金の給付	経済的な理由で大学への修学が困難な成績優秀者に対し、育英資金を支給し、低所得世帯における子どもの学習機会の確保を支援する。	奨学生（前期分18万円×18名・後期分17万円×18名）に対し修学金630万円を支給し、また新規採用者2名に対し入学資金を40万円支給した。	A	他の制度の拡充により、木全・手嶋育英資金の申し込み者が減少している。	縮小・見直し	国の修学支援制度の動向を注視しながら、区が担うべき奨学金のあり方について研究していく。	教育推進課
R3-2		みんなの就労センターの支援	年齢、性別、障害の有無、就労ブランク等に関わらず、働く意欲のある人に対し、就労の場を確保し、提供するセンターへの支援	<p>【相談】 働く意欲はあるものの、就労に結びついていない方に対して職業相談を実施。 ≪会員数≫362名</p> <p>【就労機会の提供】 職業紹介事業、労働者派遣事業、請負事業により就労機会を提供。 ≪就労者数≫96名</p> <p>【新事業】 新たに「みんなのしごと受注開拓ネットワーク事業」を委託し、働くことに困難を抱える人を支援する事業所のネットワークを構築し、営業開拓、企業とのマッチングを推進することにより、働く機会の創出及び収入の増加に繋がった。 ≪参加事業所数≫35事業所 ≪マッチング成立件数≫53件</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労経験を積む会員に対する就労準備性の評価手法の不足</li> <li>・個々に沿った働き方に関する企業への周知啓発</li> </ul>	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページにて受注案件の事例を発信することで、企業や他の就労支援機関への周知啓発を強化する。</li> <li>・地域事業者に対し、個々に沿った働き方への理解を促し、業務の切り出しや人材活用などの提案をより積極的に行う。</li> </ul>	福祉推進課

方向性② 複合的な困難を抱えた人の生活支援

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
33	再掲	地域共生社会構築の拠点「なごみの家」	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう身近な地域拠点として「なごみの家」を設置する。	子どもから高齢者まで分野を問わず相談を受け、専門機関と連携して支援を行った。また、誰でも気軽に立ち寄り交流できる場の提供や地域のネットワークづくりの支援として、「地域支援会議」を開催した。 相談件数：10,358件 来所者数：48,500人 地域支援会議開催数：11回	A	現状：複合的な課題や狭間のニーズを抱えている方へ、多機関協働による支援や居場所の機能を利用した伴走的な支援を行っている。また、地域支援会議で把握した「地域課題」と「何かやりたいという気持ちを持っている方」のコーディネートを行い、地域活動の支援を行っている。 課題：支援体制の整備と業務の標準化。	継続	引き続きなごみの家の活動内容について、区ホームページやリーフレット等の配布にて幅広い周知を行うとともに、重層的支援体制整備事業をとおして、区民に対して必要な支援を行っていく。	福祉推進課
34	再掲	熟年相談室の運営	主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門職が、医療機関・サービス提供事業者・ボランティアなどと連携し、熟年者や家族の方からのあらゆる相談に対し、総合的な対応を行う。	月に1度担当者会を開催し、定期的に情報共有や意見交換を行うことで、対応に係る質の平準化及び向上、業務効率化に取り組んでいる。また、前年度の運営について事業評価を実施。その内容について熟年相談室運営協議会にて報告を行い、第三者からの意見など聴取するなどして、運営に関するPDCAを実施している。	B	業務負担が大きいこと、中堅職員の育成や個々のスキルアップとあわせて熟年相談室のサービスの平準化の推進が課題となっている。	継続	業務負担軽減に向けて、短期から長期に分けて目標を設定し、できることから着手している。また、質の向上に向けて、熟年相談室職員向けの研修を区で開催していく。	介護保険課
74		人権擁護委員、行政相談委員との連携強化	各委員を通じて、区民からの行政機関に対する苦情や人権侵害問題等に関する相談に応じ、必要な助言や関係機関への通知を行う。	行政相談員は国の行政機関に対する要望・苦情などの相談を、人権擁護委員は女性の人権をはじめとする様々な人権問題について相談に応じ、必要な助言や関係機関への通知を行っている。※グリーンパス区民相談室以外でも相談に対応している。 ○グリーンパス区民相談室 【行政相談実績】 令和5年度2件 【人権相談実績】 令和5年度1件	A	現状：相談内容に応じて必要な助言や関係機関（行政評価事務所、東京法務局）との連携を行っている。	継続	引き続き、関係機関と連携して行政相談、人権相談を実施していく。	総務課 人権・男女 共同参画推 進センター
<p><b>【推進会議委員の意見等】</b>          ・子どもからの相談について、人権擁護委員では、言葉に出にくい被害に遭っている小学生・中学生のために、教育委員会の協力のもと、各学校に「こどもの人権SOSミニレター」を配置している。子ども達からのレターはかなり多く、そのレターに対し、東京法務局において、人権擁護委員が、一つ一つ丁寧に返事を書いている。</p>									
75		生活一時資金貸付	一時的に生活資金が不足した方に対し、低金利で貸付を行うことにより、生活の維持や安定を図る。	相談者一人ひとり個別に相談を受け、貸付を実施。また、相談者の生活状況に応じた部署への案内も行った。 貸付実績（件数）：R5（42）	A	左記「令和5年度に実施した取組内容」とおり、個々の状況に応じた対応を行うことで、相談者の生活の維持や安定を図ることができた。	継続	引き続き相談者個々の状況に応じて他の制度の案内も行いながら貸付を実施し、生活の維持や安定を図る。	地域振興課

※令和5年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
76		母子保健措置医療給付	未熟児養育医療、障害のある児童への育成医療給付を行う。	未熟児の新生児に必要な医療の給付を行う。 ・養育医療給付人数：H29（132）、H30（133）、H31（116）、R2（103）、R3（117）、R4（122）、R5（106） 身体障害のある18歳未満の児童に対し生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。 ・育成医療利用件数：H29（155）、H30（154）、H31（219）、R2（190）、R3（148）、R4（90）、R5（80）	A	申請（審査あり）に基づき、必要な医療給付を行っている。	継続	引き続き、必要な医療の機会を提供していく。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
77		大人のなんでも相談	夫婦・親子の問題の解決に向け、相談の内容に応じて適切な窓口を紹介する。法的な判断を必要とする問題については、弁護士が助言や情報提供を行う。	夫婦・親子の問題などの問題解決に向け、相談の内容に応じて適切な窓口を紹介した。法的な判断を必要とする問題については、弁護士が助言や情報提供を行った。 R5：オンライン法律相談を実施（7件） 相談実績：大人のなんでも相談R5（2,090）、法律相談（324）	A	現状：「大人のあらゆる相談」の相談窓口として、「大人」に関する全ての相談を受け付け、内容に応じて関係機関を紹介するなどの確実に対応し、解決に向けた支援を行う。相談の中で、法的な助言や情報提供が必要な問題については、弁護士による法律相談につなげた。 課題：離婚に関する相談については、利益が相反する者の両名から相談の希望があった場合に、同じ弁護士が担当しないなどの調整が必要であること。	継続	今後も、様々な相談に的確に対応できる専門員を配置し、相談内容に応じて適切な関係機関を紹介していく。	人権・男女共同参画推進センター
78		次世代育成支援事業	子どもの不登校等に悩む生活困窮家庭等を支援することで、子どもの学習・進学を後押しする。保護者の経済状況に左右されことなく将来に向けて生活の安定を図る。	不登校やひきこもりの状態にある児童生徒や高校進学を控えた生徒とその保護者を対象に、支援チームによる日常生活支援、学習支援を行い、不登校・ひきこもりの改善、高校進学への動機づけ、学力向上を図り、将来の自立へつなげた。	A	中学生を対象とする「高校進学プログラム」では、学習環境支援整備費（塾代）や進路アドバイスなど、個々の状況に合った支援を行った。中学3年生136名のうち132名が高等学校へ進学した。 「高校生に対する進路支援プログラム」では、塾代や大学等の受験料の支給などを行う自立促進事業の利用推進や「大学・専門学校への進学支援ガイダンス」への参加周知など課全体で積極的に支援を行った。大学への進学率は48.4%となった。	継続	子どもの学習や生活の支援を強化し、給付型奨学金を活用して高等教育・大学等への進学率を上げ貧困の連鎖を防ぐ。 「大学・専門学校への進学支援ガイダンス」をさらに充実させ、中高生が進路選択に活用できるような中高生向け応援ガイド（電子ブック）を作成し、貧困の連鎖を防ぐ。	生活支援第一課 生活支援第二課 生活支援第三課

※令和5年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
79		若者きずな塾	社会に一步を踏み出せない35歳以下の若者に対し、安心できる居場所を提供しつつ、就職や社会生活に必要なコミュニケーションスキルを身につけられるよう支援する。	月4回（初めての方限定の会を含む）開催し、コミュニケーションスキルの向上、就職に必要なスキルや心構えの習得を目的とし、講義やグループワークなどを実施。 参加実績（延べ）：R5（318） 新規登録者：R5（25）	A	・アンケートの結果より、多くの参加者から「コミュニケーションの自信がついた」や「悩みを解消するきっかけになった」などの声が上がっており、就職決定した参加者もいたため、多くの参加者の就職活動に寄与できたと考える。 ・毎回参加者に記入してもらったアンケートの集計結果より、参加者が求めているテーマ等を把握し、状況に合わせて開催することができた。	継続	・アンケートの集計結果や社会情勢を鑑みてテーマや講義内容を検討しながら引き続き実施する。 ・新規利用者毎年30名を目指す。	地域振興課
80		地域支援ネットワーク	熟年相談室（地域包括支援センター）、民生・児童委員、区の連携により、協力団体・事業所、区民の方々からの通報に迅速に対応する体制をとることにより、男女問わず熟年者が住み慣れた地域で安心安全に生活できるよう支援する。	・情報共有・連携強化を目的とした会議を年一回実施した。 ・なごみの家により地域課題を抽出し、解決を図るための地域支援会議を開催。 ・協力団体等からの通報に対応し、必要に応じて安否確認を行った。 緊急安否確認：令和5年度104件	A	現状：実施した取組内容に記載したとおり、各会議を実施したことで関係機関と連携し活動できた。緊急安否確認の対応は熟年相談室へ委託し、協力団体等からの通報に対応している。 課題：介護サービスの利用がなく、地域との関りが薄い熟年者に関する情報が入ってきにくい。	拡充	・関係機関との連携強化や、協力団体を増やしていくことなどにより、ネットワークを一層充実・強化していく。	福祉推進課
81		地域見守り名簿の活用	地域見守り名簿を希望する町会・自治会やなごみの家、消防署などに提供し、平常時からの見守りに活用する。	・希望する町会・自治会及び該当地域の各なごみの家へ名簿の提供を行った。 ・これまでに登録されていない方や新たに対象となった方に対して、名簿登録の同意調査を実施した。	A	居住地域の町会が名簿を希望していない、なごみの家が近くにない場合に日常的な見守りができていない現状がある。	継続	令和6年度まではこれまでと同様に実施。 令和7年度より避難行動要支援者名簿と合わせて提供する予定。 また、新規で見守りを希望される方はなごみの家で受付をする。	福祉推進課
82		家庭廃棄物の戸別訪問収集	高齢者・障害者で家庭廃棄物を集積所へ出すことが困難な方を対象に実施する。	自らごみ又は資源を集積所に出ることが困難な熟年者世帯等に対して、ごみ又は資源を戸別収集することによって、日常生活の負担を軽減し、在宅生活の支援を行った。 【件数】 令和6年度：1417、令和5年：1,354、令和4年：1,326、 令和3年：1,262、令和2年：1,087、令和元年：1,101、 平成30年：1,015、平成29年：1,031	A	ごみの収集は区民生活の安定確保に不可欠な行政サービスであり、熟年者や障害者に対しても欠けることなく実施する必要がある。また、在宅生活の支援という視点においても有用である。	継続	自らごみ又は資源を集積所に出ることが困難な熟年者世帯等に対して、ごみ又は資源を戸別収集することによって、日常生活の負担を軽減し、在宅生活の支援を行う。	清掃課
83		住まいの改造助成	介護を必要とする熟年者等が車いすなどを使用して暮らしやすい住まいを改造する場合、その費用を助成する。	申請者に必要な改修を本人や家族、ケアマネジャー等や施工業者とともに検討し、安全な居宅生活が送れるように支援を行っている。 助成決定実績：140件	B	地域包括支援センターやケアマネジャー等に住まいの改造助成制度の案内を充実させることにより、より広く周知を図り、あわせて正しい理解と有効利用を勧めていく。	継続	制度の正しい理解のために、事業者等向けに制度説明する機会を設けたり、リーフレット等を作成し、地域包括支援センターや介護事業所等に配布し、制度の普及に努める。また、要件に該当しない方には、他の制度でできることがないか調べる等、引き続き丁寧に対応していく。	介護保険課 障害者福祉課
84		社会的養護自立支援（退所後支援）	里親委託又は施設入所中の児童の措置解除前に、施設等から自立した後の生活を考慮した支援をする。	児童相談所内に退所後支援員を設置するほか、専門知識、ノウハウをもった支援コーディネーターによる児童との面談や自立支援継続計画の作成、居場所事業（児童相談所、区民館等）、居住費支援を行った。 支援コーディネーターによる面談等：23名、居場所事業：年3回開催、居住費支援：6名	B	現状：対象児童と面談や自立支援計画の作成等を行うことで、退所後の不安を抱える児童の支援体制を構築することができた。 課題：施設や退所後支援員、対象児童等との情報共有や制度の周知が不足していた。また居場所事業の開催場所が偏っていた。そのため、支援継続計画作成数や、居場所事業参加者が少なかった。	継続	令和6年度は社会的養護自立支援拠点事業が開始となり、事業対象者である社会的養護経験者等のニーズに応じて、支援計画の策定、相互交流の提供等の自立支援を行っていく。相互交流の場の提供では、オンラインの実施や、対象者の参加しやすい都心部や施設が多い都内西部地区で開催していく。	児童相談所 援助課

課題（2）生涯を通じた健康支援

方向性① 妊娠・出産や女性特有の疾病への支援の推進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
8	再掲	ハローベビー教室	初妊婦及びその配偶者等を対象に、妊娠・出産についての知識や心構え、出産準備や赤ちゃんのお世話方法などについての講座を行う。	新型コロナ5類移行後も感染対策に配慮しつつ、休日・平日コース共に定員の増を行った。（平日コース参加者数1,433人（R4 1,395人）、休日コース参加人数 1,736人（R4 1,618人））	A	平日コースの回数を必要数に見合った回数に調整が必要。	継続	・休日コースの日数増 ・平日コース（2日制）の開催内容の見直し ・平日コースはこれまで午後の時間帯のみの開催だったが、より参加しやすいように午前中の時間帯も教室を開催していく。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
51	再掲	性に関する指導	性に関する指導を通して、「人間尊重」「男女平等の精神」に基づく正しい異性観を児童・生徒に身に付けさせ、人格の完成・豊かな人間形成を図る。	「性教育の授業」講師派遣事業（東京都教育委員会） 南葛西中学校	B	各学校において発達段階に応じた性に関する指導を行う中で、正しい異性感について学ぶ機会を作っている。また、産婦人科医や助産師を招いた「性に関するモデル授業」を中学校で実施する中で、男女を含め自他を大切にすることを養うことができ、外部講師による授業の有効性を感じることができた。	継続	「性教育の授業」講師派遣事業について、令和6年度は3校の中学校で実施予定（松江第四中学校、南葛西第二中学校、清新第二中学校）	教育指導課
85		リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発を行う。	・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発講座を実施している。参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用している。 【実施実績】 ・R4：講座参加者計105名（5回実施）、SNS閲覧数計230回 ・R5：講座参加者計182名（4回実施）、SNS閲覧数計2,035回	A	現状：対象を定めずに啓発講座を実施している。若年層への訴求が特に重要な分野であり、講座受講後アンケートによると20歳代以下の講座参加者が4割を占める講座もあった。課題：若年層への訴求を更に高めていく必要がある。	継続	若年層への効果的な訴求方法を模索しながら、今後も多様な媒体での啓発を実施するとともに、令和8年度までに講座参加者数及びSNS閲覧回数を令和4年度比で10%増加させる。	人権・男女共同参画推進センター
86		女性の健康支援	女性の健康週間に合わせ、女性特有の健康に関する正しい知識を普及啓発する内容をホームページ及び、X（旧ツイッター）に掲載する。	区ホームページに女性の健康づくりを応援する情報サイトを新設し3月の女性の健康週間に合わせX（旧ツイッター）、フェイスブック、LINE、FMなどがわなどの媒体を活用して案内した。 健康サポートセンターでも、女性の健康づくりに関するパネルやリーフレットなどを設置し普及啓発に努めた。	A	X（旧ツイッター）、フェイスブック、LINE、FMなどがわなどの媒体を活用しても、区ホームページの女性の健康づくりを応援する情報サイトへのアクセス件数が少ない。効果的な啓発方法を検討する必要がある。	継続	区ホームページ、X（旧ツイッター）、フェイスブックなどの媒体の活用他、自身の健康について考えてもらうきっかけを増やす。	地域保健課
87		健康相談	女性特有の疾病や骨粗しょう症等について、個別相談を実施する。	随時、個別に電話や来所面接等で相談を実施。 骨粗しょう症については、医療検査センターの骨密度測定結果のお知らせに、健康サポートセンターの保健師・栄養士・作業療法士・理学療法士等専門スタッフに相談できることを記載している。	B	左記以外にも、3月の女性の健康週間に合わせて、パンフレット、ポスターを展示し普及啓発をしている。	継続	引き続き実施。 来所者に声掛けをし相談しやすい環境を作っていきたい。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
88		性感染症相談及びHIV検査の実施	電話や面談による性感染症相談、HIV検査を実施する。	梅毒患者の急増に伴い、HIV及び梅毒検査の希望者が増加しており、検査枠が数日で埋まる検査日もあったため、検査物品の見直しにより検査時間を短縮し、1回あたりの定員を増やすなどの対応を行った。	A	梅毒患者は引き続き増加傾向が続いており、HIV・梅毒検査については定員数を増やしたが、予約数が定員に満たないことがある。	継続	R5年度はHIV/AIDSの報告数が7年ぶりに増加、梅毒患者は引き続き増加傾向が続いていることから、引き続き現在の最大の定員数で検査を継続していく。引き続きFMなどがわ、広報等で周知をしていく。	保健予防課

※令和5年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
89		青少年層へのHIV対策講演	性に関する意思決定や行動選択の能力形成過程にある青少年層に対して教育現場の協力のもと、普及啓発を行う。	・事前に健康講座の希望有無の調査を行い、希望のある区内中学校4校（890名）に対し、東京都の事業なども活用しながらHIV/AIDS・性感染症健康講座実施した。 ・区内中学校へ世界エイズデー合わせポスターとパンフレット、区内高校へポスターを配布した。	A	区内中学校に対し健康講座の希望有無の調査を行い、希望のある区内中学校に対し実施予定。	継続	・昨年度実施した健康講座の結果を踏まえ、さらに内容や実施方法を検討中。 ・世界エイズデーに合わせポスター等を区内中学校、高校へ配布予定。	保健予防課
90		産後ケア	助産師のいる施設での宿泊や通所、助産師による家庭訪問を実施し、授乳や育児等の相談支援を行うことで、産後うつ予防、児童虐待の未然防止を図る。	通所型を2施設追加し新型コロナの感染対策に配慮しつつ各施設受け入れ対象者を増加。 ・宿泊型293件（R4 224件）・通所型182件（R4 129件） ・訪問型409件（R4 330件）	A	産後に速やかにサービスを利用していただけているように、妊娠28週目から利用申請の受付を行っている。	継続	産後ケアの利用者増（需要増）に対応できる施設数の確保	健康サービス課 （健康サポートセンター）
91		妊婦歯科健診	妊娠中の口腔疾患の予防のため、歯科健診・歯科保健指導を実施する。個別医療機関で受診することで、家族ぐるみのかかりつけ歯科医推進を図る。	令和元年度より、受診方法を個別医療機関での受診に変更し、受診しやすい環境を整備した。 受診者数(受診率)：令和5年度1,393人（30.0%）	A	妊娠中の歯科健診受診の重要性について、現状では妊婦全数面接事業での案内、区ホームページへの掲載、『びよナビえどがわ』の発信を実施している。令和5年度は休日ハロービー教室参加者へのリーフレット内容を変更し受診勧奨を行った。引き続き、受診者増の対策を行っていく。	継続	令和5年度より妊娠中に受診できなかった場合に限り、子が1歳になるまでの間で受診可能とした。また「年に一度は歯科健診」を推進し、家族ぐるみでの受診につながるよう、妊婦歯科健診案内リーフレットの内容を変更し、受診勧奨を強化していく。	健康サービス課 （健康サポートセンター）
92		妊婦健康診査	妊婦健康診査や妊婦超音波検査、妊婦子宮頸がん検診の費用を助成することで、妊婦の健康を支援する。	これまで通りの取り組みの他に「超音波検査」については1回目のみを助成対象としていたが、新たに1～4回目までに助成対象を拡大したため、さらに手厚い支援を実施することができた。	A	妊娠中の健康診査は、理想的な受診時期と回数が国より示されており、引き続き健康診査の受診をPRしていく必要がある。	継続	安心して出産ができる環境を整えるべく引き続き取り組んでいく。	健康サービス課 （健康サポートセンター）
93		妊婦全数面接事業 （びよママ相談）	妊娠届出時または妊娠中にすべての妊婦と保健師等が面接を行い、状況把握や必要な情報提供を行うことで妊娠・出産・育児に関する悩みや不安の軽減を図り、必要に応じて継続支援につなげる。	R4年度の3月より、国の出産子育て応援給付金制度を事業開始した。 （R4.4月～R5.2月は遡及分の支給） 面接実績（件）：R2（5,440）、R3（5,307）、R4（5,119）、R5（5,112）	A	・都の育児ギフトと国の出産子育て応援給付金を活用しながら、基本的に対面での面談を行い、状況把握や情報提供をし、これから始まる育児の相談先としての位置付けの第一歩とした。子育て応援給付金事業を周知することで、これまで以上に新生児訪問を利用していただき、出産後の支援につなげやすくなっている。	継続	引き続き全数面接を実施する。	健康サービス課 （健康サポートセンター）
94		妊産婦訪問指導	妊婦及び産後保健指導を必要と認められた者に対し、保健師の家庭訪問による日常生活指導や異常の早期発見・防止についての指導、健康相談を行う。	妊婦全数面接や医療機関との連携により要支援者を把握し、保健師による訪問指導を行い、身体的・精神的な健康相談を行った。 ・訪問実績：R2（905）、R3（915）、R4（829）、R5（892）	A	妊婦全数面接や医療機関等の連携により把握した要支援家庭については、本人からの申請がなくても保健師からアプローチし、乳児健診前の育児負担が高まる時期にタイムリーに状況把握し、健康相談や育児支援ができています。	継続	引き続き訪問指導を実施する。	健康サービス課 （健康サポートセンター）
95		助産師育児相談	新生児訪問後の継続支援の場として、助産師による授乳等に関する相談の機会を設け、育児不安を軽減し安心して子育てができるよう支援する。	授乳育児を伴う、主に乳児を持つ母親に対し、助産師の個別相談により、育児不安の軽減や母子の孤立化予防を行い、安心して子育てができるように支援した。 ・利用者数実績：R2（193）、R3（235）、R4（291）、R5（307）	A	参加人数や運営状況によって、現時点では個別相談の場としてのみ活用され、交流の場とはしていない所もある。	継続	今後は、交流の場としての活用を再開・強化していくのか、2か月児の会利用者の参加状況も参考にしながらニーズを把握し、各所の状況に合わせ必要時は移行方法を検討していく。	健康サービス課 （健康サポートセンター）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
96		地域子育て見守り事業（赤ちゃん訪問事業）	研修を受け登録をした赤ちゃん訪問員が対象家庭を訪問し、子育て情報バッグを届けながら、乳児やその保護者等の様子を伺い、育児に関する不安・悩みを傾聴し、相談先等の地域の子育てに関する情報を提供する。	出産・子育て応援給付金事業の経済的支援の支給要件に新生児訪問が含まれたことで例年に比べ訪問件数が大幅に減少した。	C	R5訪問実績 466回（R4 1,877件）	廃止	令和5年度で地域子育て見守り事業は終了し、子育ておむつ定期便や新生児訪問にて引き続き妊娠から乳幼児期まで切れ目のない支援を行う。	健康サービス課（健康サポートセンター）
97		乳幼児健康診査・健康相談	乳幼児の健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、乳幼児の健全育成を図る。あわせて子育てが困難な家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し対応する。	・健診予診票や子育てアンケートを用い、母親やパートナーの育児状況や育児支援体制など確認し、養育支援を必要とする家庭のセレクトを行い相談に応じている。 ・各健診にて、月齢・年齢に合った発育・発達状況、健康課題について確認し、必要時、発達相談事業や療育施設、医療機関等につながるよう支援する。	A	各健診でカンファレンスを行い、健診時の相談で解決できない課題があれば、所内事業や地区担当保健師によるフォローを行い、継続支援を実施している。 健診未受診で現状把握できない家庭は未来所フォローを行い、全数の状況把握を努めている。	継続	引き続き乳幼児健診・健康相談を実施する。	健康サービス課（健康サポートセンター）
98		新生児訪問指導	新生児の発育・栄養・生活環境・疾病予防等、発育上必要な事項について、保健師や委託助産師が訪問指導をする。	「新生児訪問」が出産・子育て応援給付金事業の経済的支援の支給要件となっていることもあり、前年に比べ訪問件数が大幅に増加した。訪問件数 4,266件（R4 2,833件）	A	妊娠から乳幼児期まで切れ目のない支援を行うために、新生児訪問にも力を入れて実施している。訪問件数が増加しても引き続き丁寧な訪問を心がけている。	継続	訪問指導員数と質の確保。	健康サービス課（健康サポートセンター）
99		多胎児の会	双子・三つ子などの多胎児親子および多胎妊婦が交流する場を提供し、情報交換したり、専門職への相談を通じて、安心して子育てできるように支援する。	参加者の抱える課題や解決策の共有や、日ごろのストレス解消の吐き出しの場となっており、その中で、一人育児の不安や負担軽減のための解決策の共有を行なった。 ・利用者数(組) 実績：R2（71）、R3（103）、R4（119）、R5（83）	B	参加者の抱える課題の共有や育児等に関する気持ちの吐き出しの場にもなっている。専門職が入る場面を提供し、相談支援が受けられるようにしているが、参加者が少なくなってきたり、健康部だけでなく他部で実施している子育てひろばとの連携の継続が必要である。	継続	他部で実施している子育てひろばと連携し、参加者が参加しやすい場の提供を継続する。	健康サービス課（健康サポートセンター）
100		2か月児の会	育児不安が強くなりやすい時期に、子育てに関する情報や相談が受けられる環境、仲間づくりの場を提供することで子育てを支援する。	参加者の抱える課題や解決策の共有、日ごろのストレス解消の吐き出しの場として実施しており、参加者同士の交流を深め仲間づくりの機会とし、その中で一人育児の負担や負担軽減のための解決策の共有を行なった。 ・利用者数実績：R2（854）、R3（1,315）、R4（1439）、R5（1,503）	A	参加者の抱える課題や解決策の共有、育児に関する気持ちの吐き出しの場となっている。また仲間づくりの場にもなっており、この時期にこういう場を提供することは有効と考える。	継続	今後もこの会を継続実施していく。	健康サービス課（健康サポートセンター）
R4-1		パパとパートナーのための育児ゼミ	妊婦のパートナー及び0歳から2歳までの子を持つ父親が育児のスキルを学び、子育てに関する悩みの共有や情報交換ができる場を提供することにより、父親の子育てに関する不安や悩みを軽減し、父親のうつ予防及び児童虐待を未然に防ぐ。	児の年齢別に3つのクラスを設け前期2回後期2回（いずれも単回のみ参加OK）の育児ゼミを開催。父親が参加しやすい土日に設定し、オンラインで開催。講義を受講する他に父親とおしの交流の場となっている。親子参加も可。 ・0歳クラス 参加者数 40人 ・1歳クラス 参加者数 18人 ・2歳クラス 参加者数 20人	A	参加者アンケートより、内容の評価は高いが、0～2歳の父親という本事業の対象者と直接の接点が少なく、周知方法が課題。	継続	対象家庭への周知の継続。必要に応じて、コースによる定員や回数の見直し。	健康サービス課（健康サポートセンター）

方向性② ライフステージごとの課題に応じた健康づくりの推進

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
101		各種健康事業の実施	区民の健康に対する理解と知識を向上させるため、個人や地域に対し、健康に関する講習会や相談事業を行う。	各種事業、健康講座、グループ活動など個人や地域に対し講演や相談事業等を行った。 講演会・講習会等実績 R4年度（1,276回 24,083人） R5年度（1,470回 37,090人）	B	昨年に比べ、講演会・講習会等実績の増加がみられ、地域住民同士の交流がコロナ禍以前の状態に戻ったと思われる。今後も、ホームページやWEBでの広報活動に力を入れ、情報発信していきたい。	継続	ライフステージごとの課題に応じた各種事業や健康講座等を実施し、健康づくりの普及啓発に取り組む。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
102		栄養相談・指導	生活習慣病予防のため、日常の食生活の状況について、栄養士による相談・指導を行う。併せて、女性が食事をつくり、男性は食べるということではなく、誰もが自身の健康に資する食事を簡単に準備できるような食環境整備事業として「えどがわ毎日ごはん」事業を実施している。	・ 栄養相談日を乳幼児栄養相談日（2回/月）、栄養相談日（1回/月）に分けて実施した。 ・ 離乳食講習会を実施した。各会場とも参加者がゆとりを持って受講できるスペースを確保できる人数を定員にして開催した。【実施回数127回/年参加人数1292人/年】 ・ 乳幼児期（出生～3歳）までの発育と生活習慣に関するデータ分析を実施した。 ・ Edogawaまいにちごはん実施状況 ①減塩を心がけましょう（9月） ②バランスの良い食事をしましょう。（主食主菜副菜をそろえましょう）（11月） ③毎日朝ごはんを食べましょう。（3～4月） ①～③について、協力事業者（スーパー、調剤薬局、食品事業者）が試食販売や情報提供、イベント等を実施。 ・健康弁当 R6年度にイトーヨーカ堂と相模女子大学との産学官連携で実施する、健康弁当販売及び食育プログラムの検討。	B	・ 栄養相談実施件数【相談件数】成人 1009/年、乳幼児 4399/年 ・ 離乳食講習会実施件数【実施回数127回/年参加人数1292人/年】 ・ データ分析結果【離乳期の体重増加が少なく、離乳食の進みが遅い、3歳健診時に体重が多い児は、1.6歳児健診時にすでに体重が多い・睡眠時間が短い】など。 ・ Edogawaまいにちごはん事業 協力事業者数【9】 課題：協力事業者の拡大。 ・健康弁当3者打合せ件数【13回】（オンライン12回、対面1回） 区民の健康及び栄養課題に合った健康弁当のコンセプトや基準の検討と策定。健康弁当のメニュー開発。	継続	・ 各健康サポートセンターとも、栄養相談日（対面）での相談及び電話相談をR5年度同様に行う。 ・ 離乳食講習会もR5年度同様に実施する。 ・ データ分析の結果を相談・指導等事業に活かす。 ・ Edogawaまいにちごはん事業 ①バランスの良い食事をしましょう。（主食・主菜・副菜をそろえましょう。）（11月） ② 減塩を心がけましょう。（9月） ③ 毎日、朝ごはんを食べましょう。（3～4月） ・健康弁当 R6年度に実施する、イトーヨーカ堂と相模女子大学との産学官連携による健康弁当プロジェクトの発足。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
103		がん検診等の実施と受診勧奨	広く区民に対して健康診査やがん検診の機会を提供するとともに、働き盛りや子育て中の若年層から、り患者が増加する大腸がん・乳がん・子宮頸がんに重点を置いた効果的な受診勧奨を実施する。	9月のがん予防推進月間に合わせ、がん予防の普及啓発としてチラシを作成、及び9月に子宮頸がん検診（20歳）・乳がん検診（40歳）の個別受診勧奨、11月には31・36・46・51・56・61歳を対象に子宮頸がん検診・乳がん検診の個別受診勧奨を追加で実施した。そのほか胃がん検診・大腸がん検診についても、5月に50歳、11月に40・45・50・55・60歳を対象に個別勧奨を実施した。さらに年間を通して胃がん検診予約者に大腸がん検診のキットを事前に送付した。	A	通知発送後の乳がん・子宮頸がんの受診者が増加した。また、胃がん検診予約者に大腸がん検診のキットを事前に送付することで胃がん検診と大腸がん検診を同時受診する者が増加した。 個別勧奨をすることで、一定の効果があがる事から、今後の勧奨方法についても工夫が必要である。	継続	区で実施しているがん検診の認知度を上げること、受診者を増やすための個別勧奨に力を入れていく必要がある。個別勧奨の通知方法を郵便物のみではなく、電子媒体（SMSメッセージ）へ変更するなど検討していく。	健康推進課
104		がん予防出前教室	新学習指導要領により令和3年度から中学校でがん教育が全面実施となったことを受け、出前教室は各校3年に1回、希望に応じて実施する。また、毎年江戸川区のがんに関する統計データを提供し、がん教育を推進する。	令和5年度の実施対象校のうち希望校（小学校2校、中学校8校）に健康サポートセンター保健師の講師派遣により実施した。 また、江戸川区の健康に関するデータとがん予防に関する資料を全小・中学校に提供した。	A	がん予防出前教室の受講前・後にアンケートを実施し、学習効果を判定したところ、受講後の理解度（よく分かった）は、小学生が85.6%、中学生が85.7%であった。今後も、がんの病気の理解度の向上、発生に関与する生活習慣の見直しの必要性を分かりやすく伝えることが重要である。 また、がん検診の受診率の向上につなげるため、小学校では児童から保護者へメッセージを書いて渡した。今後も、保護者へのがん予防の普及啓発が課題。	継続	教室前・後のアンケートは、学校（児童・生徒）の負担軽減を図るため、受講後のみに行うこととした。 今後も、がんに関する最新の統計データ等を提供し、がん予防の普及啓発及び健康意識の向上を図る。	地域保健課

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
105		健康努力児童・生徒表彰	日頃から健康づくりに励み、大きな成果を上げている児童・生徒を表彰し、その努力を称えることで、学期の健康づくりを推奨する。	各小・中学校において、心豊かで自己の健康づくりに継続的に努力し、成果をあげている者を表彰した。 ・表彰者実績（小学校・中学校）：H31（183人・142人）、R2（176人・139人）、R3（170人・143人）、R4（176人・145人）R5(164人・140人)	A	現状：実施した取組内容に記載したとおり、日頃から健康づくりに励み、大きな成果を上げている児童・生徒を表彰することにより、健康についての意識の高揚が図られている。 課題：学校の先生より、推薦基準が曖昧で推薦が難しいという意見がある。	継続	引き続き、各小・中学校において、心豊かで自己の健康づくりに継続的に努力し、成果をあげている者を表彰し、健康についての意識の高揚を図っていく。また、推薦基準の見直しをし、よりよい表彰を目指していく。	学務課
106		リズム運動	熟年者の仲間づくりや健康づくりなどを支援するため、社交ダンスを熟年者向けにアレンジしたリズム運動を実施する。	リズム運動は男女がペアとなって組んで踊るようなプログラムが多数用意されているが、女性が男性のステップを選ぶことができるなど、気軽に参加できる体制で実施している。 <b>【推進会議委員の意見等】</b> ・地区の民生委員や町会長、介護の関係者、熟年相談室で集まる地域連携会議で、リズム運動に参加していた人が高齢になってもう参加できなくなり、新たな参加者がいないという意見も出ていた。 リズム運動に参加しない理由については、代わり映えがない、特に男性はこういったものに参加する気がないといった意見があった。 リズム運動もあるが、今の60代70代の方が楽しんで取り組みそうな新しい取組を考える動きがないものかと感じた。 ・代わり映えするような、または男性が参加したくなるようなプログラムを検討してはいかかが。	A	新規参加者が減少している。 参加者の高齢化が進んでいる。	継続	初心者教室等各種教室の募集方法やPR方法の検討や、イベントへの出演などによる広報活動を強化し、リズム運動の普及促進に努める。	福祉推進課

### 方向性③ 感染症の流行を踏まえた事業実施体制や周知方法の構築

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
85	再掲	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発を行う。	・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発講座を実施している。参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用している。 【実施実績】 ・R4：講座参加者計105名（5回実施）、SNS閲覧数計230回 ・R5：講座参加者計182名（4回実施）、SNS閲覧数計2,035回	A	現状：対象を定めずに啓発講座を実施している。若年層への訴求が特に重要な分野であり、講座受講後アンケートによると20歳代以下の講座参加者が4割を占める講座もあった。 課題：若年層への訴求を更に高めていく必要がある。	継続	若年層への効果的な訴求方法を模索しながら、今後も多様な媒体での啓発を実施するとともに、令和8年度までに講座参加者数及びSNS閲覧回数を令和4年度比で10%増加させる。	人権・男女共同参画推進センター
86	再掲	女性の健康支援	女性の健康週間に合わせ、女性特有の健康に関する正しい知識を普及啓発する内容をホームページ及び、X（旧ツイッター）に掲載する。	区ホームページに女性の健康づくりを応援する情報サイトを新設し3月の女性の健康週間に合わせX（旧ツイッター）、フェイスブック、LINE、FMなどがわなどの媒体を活用して案内した。 健康サポートセンターでも、女性の健康づくりに関するパネルやリーフレットなどを設置し普及啓発に努めた。	A	X（旧ツイッター）、フェイスブック、LINE、FMなどがわなどの媒体を活用しても、区ホームページの女性の健康づくりを応援する情報サイトへのアクセス件数が少ない。効果的な啓発方法を検討する必要がある。	継続	区ホームページ、X（旧ツイッター）、フェイスブックなどの媒体の活用他、自身の健康について考えてもらうきっかけを増やす。	健康推進課 地域保健課

※令和5年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

課題（3）すべての暴力の根絶

方向性① 配偶者等からの暴力被害者に対する相談支援体制の充実

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
108		配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者からの暴力に関する電話相談や、DV証明書・保護命令に必要な証明書の発行。	配偶者からの暴力に対する専用電話による電話相談、DV証明書の発行や保護命令に必要な書面の提出、住民基本台帳の支援措置申出書の意見書記入等を行った。 支援実績(相談)：R5(105件)、支援実績(証明書等の発行)：R5(96件)	A	現状：区ホームページやDV相談カード、関係機関からの紹介により繋がった相談者に対して、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の発行等を行い、被害者の自立に向けて支援した。 課題：令和6年4月1日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正された。法改正に伴い、保護命令の発令要件の拡充などがされたことから、相談内容の充実が必要となる。	継続	・引き続き区のホームページやDV相談カード等で積極的に周知を行っていく。 ・法改正に伴い、相談内容をよりきめ細かく聞き取るなどし、被害者の自立に向けて支援していく。	人権・男女共同参画推進センター
109		DV相談	DV被害者に、問題解決に向けた情報提供や自立に向けた支援を行う。	家族間、パートナー等からの暴力に関する相談を受け、解決に向けて関係機関の案内、情報提供等を行った。 相談実績：R5(998件)	A	現状：区ホームページやDV相談カード、関係機関からの紹介により繋がった相談者に対して、必要な情報提供や関係機関との連絡調整を行い、迅速な被害者保護と自立に向けた支援を行った。 課題：令和6年4月1日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正された。法改正に伴い、相談の幅が広がる可能性を想定した相談体制の在り方を検討していく。	継続	・引き続き区のホームページやDV相談カード等で積極的に周知を行っていく。 ・法改正後の国や都の動向も注視しながら、多様な相談に対応していけるよう相談員のスキルアップを図りながら相談体制を整える。また関係機関相互の連携を促進し、被害者の自立に向けて総合的な支援をしていく。	人権・男女共同参画推進センター
<p><b>【推進会議委員の意見等】</b></p> <p>・DVは緊急の問題であるため、早く対応しなければならないと思うが、その陰に、元々の心身状態の問題や、働けないなど、複合的な問題が潜んでいることがある。 課題をどのように整理し、解決に繋げていくか、何でも手を広げるといことではなく、どうしたら最も効率よく区の資源を使っていけるのかといった視点からも、ご検討いただきたい。</p>									
110		DV被害者支援ネットワーク連絡会	配偶者からの暴力を防止し、関係機関と連携してDV被害者に対する適切な支援及び保護をするため、必要な事項の協議と情報共有を行う。	令和5年12月12日に関係機関を招集し実施。DV相談状況の報告、令和6年4月1日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」と一部改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の説明、病院や関係部署からの報告、事例発表等を行った。	A	現状：暴力被害者に対して適切な支援及び保護のため、関係機関と現状や課題について共通認識を図ることができた。 課題：令和6年4月1日に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行と「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正が行われた。各支援部所間の役割や連携の在り方を明確化し、現在の連絡会を被害者支援のためのより重要な共通認識の場としていくことが必要となる。	継続	連絡会の内容を十分検討して開催し、多様な支援部門間の役割や連携の在り方を調整することでDV被害者に対する適切な支援及び保護に取り組んでいく。	人権・男女共同参画推進センター
111		DV相談窓口の周知	配偶者暴力についての啓発及び配偶者暴力相談支援センターの周知のため、DV相談カードを女性用トイレ等に設置する。	・区内各施設及び医療機関等にDV相談カードを配布し、トイレ等への配置を依頼している。 ・区SNSにてDV相談カード画像を定期的に投稿し、相談窓口の周知を行っている。	A	現状：紙媒体の配置に加え、毎月のSNS投稿等でも情報展開を行っている。	継続	引き続き紙媒体やSNS等で相談窓口の周知を行っていく。	人権・男女共同参画推進センター

※令和5年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

方向性② 暴力防止やセクシュアル・ハラスメントなどのハラスメント防止のための啓発

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
112		「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間にあわせ、シンボルである「パープルリボン」の普及や女性に対する暴力の根絶に向けた啓発、相談窓口の周知活動を行う。	○「女性に対する暴力をなくす運動」にちなみ、以下の事業を実施している。 ・運動期間に合わせた、グリーンパレスでの啓発展示及び都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターのリーフレットや人権啓発メモ帳等の啓発グッズの配布 ・運動期間に合わせた、タワーホール船堀展望塔のパープルライトアップ ・SNSでの運動の趣旨及び相談窓口の案内に係る投稿 ・DV・性暴力等防止講座の実施（参加のハードルを下げるため、オンライン同時配信を併用） 【実施実績】 ・R4：講座参加者数計130名（5回実施）、SNS閲覧数計452回 ・R5：講座参加者数計266名（5回実施）、SNS閲覧数計551回	A	現状：複数の媒体にて啓発を展開している。 課題：国や都において紙媒体の啓発資料が削減されつつあるため、他媒体での広報も重要になっている。	継続	引き続き多様な媒体での啓発を実施するとともに、令和8年度までに講座参加者数及びSNS閲覧回数を令和4年度比で10%増加させる。	人権・男女共同参画推進センター
113		区職員の人権研修等の実施	あらゆる暴力の早期発見のため、虐待防止研修や人権研修等を通じて、職員の暴力防止のための意識啓発を行う。	・管理・監督者を対象とした講演会（講演と映画のついで）を年1回実施した。 参加実績：118名 ・一般職員を対象とした人権同和問題啓発研修を実施した。 参加実績：656名	A	左記のとおり実施し、職員の暴力防止への意識を高めることができた。	継続	引き続き、研修を実施していく。	職員課
115		私道防犯灯の助成	私道を明るくすることで、安全・安心なまちづくりをする。	約4,000基の蛍光灯を省電力かつ長寿命のLED灯に取り替える工事を実施した。	A	令和5年度末に私道防犯灯のLED化概成100%を達成した。	廃止	リース事業にて灯具の維持管理を行う。	保全課
R3-3		デートDV予防動画	デートDV予防動画を公開し、デートDV防止の啓発を行う。	区が作成したデートDV予防動画「人と人とのよりよい関係について一緒に考えよう」を区ホームページ及び区公式YouTubeチャンネルにて公開しているほか、講演会等の開演前に上映した。	A	現状：令和5年度の動画再生数・動画掲載ページアクセス数の合計は2,855回であった。	継続	年間累計アクセス数が2,000回以上となるよう、区公式SNSでの月に1回以上の投稿等にて周知を行っていく。	人権・男女共同参画推進センター

※令和5年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

方向性③ 被害者の早期発見・早期対応と自立支援

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
97	再掲	乳幼児健康診査・健康相談	乳幼児の健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、乳幼児の健全育成を図る。あわせて子育てが困難な家庭や虐待の危険性のある親子を早期に発見し対応する。	・健診予約票や子育てアンケートを用い、母親やパートナーの育児状況や育児支援体制など確認し、養育支援を必要とする家庭のセレクトを行い相談に応じている。 ・各健診にて、月齢・年齢に合った発育・発達状況、健康課題について確認し、必要時、発達相談事業や療育施設、医療機関等につながるよう支援する。	A	各健診でカンファレンスを行い、健診時の相談で解決できない課題があれば、所内事業や地区担当保健師によるフォローを行い、継続支援を実施している。 健診未受診で現状把握できない家庭は未来所フォローを行い、全数の状況把握を努めている。	継続	引き続き乳幼児健診・健康相談を実施する。	健康サービス課 (健康サポートセンター)
108	再掲	配偶者暴力相談支援センターの運営	配偶者からの暴力に関する電話相談や、DV証明書・保護命令に必要な証明書の発行。	配偶者からの暴力に対する専用電話による電話相談、DV証明書の発行や保護命令に必要な書面の提出、住民基本台帳の支援措置申出書の意見書記入等を行った。 支援実績(相談)：R5(105件)、支援実績(証明書等の発行)：R5(96件)	A	現状：区ホームページやDV相談カード、関係機関からの紹介により繋がった相談者に対して、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書の発行等を行い、被害者の自立に向けて支援した。 課題：令和6年4月1日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正された。法改正に伴い、保護命令の発令要件の拡充などがされたことから、相談内容の充実が必要となる。	継続	・引き続き区のホームページやDV相談カード等で積極的に周知を行っていく。 ・法改正に伴い、相談内容をよりきめ細かく聞き取るなどし、被害者の自立に向けて支援していく。	人権・男女共同参画推進センター
109	再掲	DV相談	DV被害者に、問題解決に向けた情報提供や自立に向けた支援を行う。	家族間、パートナー等からの暴力に関する相談を受け、解決に向けて関係機関の案内、情報提供等を行った。 相談実績：R5(998件)	A	現状：区ホームページやDV相談カード、関係機関からの紹介により繋がった相談者に対して、必要な情報提供や関係機関との連絡調整を行い、迅速な被害者保護と自立に向けた支援を行った。 課題：令和6年4月1日に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正された。法改正に伴い、相談の幅が広がる可能性を想定した相談体制の在り方を検討していく。	継続	・引き続き区のホームページやDV相談カード等で積極的に周知を行っていく。 ・法改正後の国や都の動向も注視しながら、多様な相談に対応していけるよう相談員のスキルアップを図りながら相談体制を整える。また関係機関相互の連携を促進し、被害者の自立に向けて総合的な支援をしていく。	人権・男女共同参画推進センター
116		犯罪被害者や性暴力被害者支援窓口の周知	警察、被害者支援都民センター、性暴力救援センター・SARC東京などの関係機関と連携して犯罪被害者等の支援に当たるとともに、様々な媒体や機会を利用して支援や相談先の効果的な広報を行う。	・「相談窓口のご案内」を作成、区ホームページへの各種相談窓口の掲載 ・区SNSでの各種相談窓口の周知 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間、「犯罪被害者週間」に合わせた展示・各相談機関リーフレット等の配布	A	現状：区ホームページや区SNSで各種相談窓口を周知するとともに、啓発展示の実施の際に各種相談窓口の資料等を配布している。	継続	引き続き周知を行っていく。	人権・男女共同参画推進センター

※令和5年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

方向性④ 若年層に向けた啓発活動の強化

評価内訳： A（計画通りできた）、B（概ね計画通りにできた）、C（あまり計画通りにできなかった）、D（実施していない、または廃止した）

No	再掲	取組	内容	令和5年度に実施した取組内容	評価	現状・課題等	今後の方向性	今後の具体的な取組	担当課
53	再掲	デートDV防止講座	主に中学校・高校でのデートDVに関する啓発講座を実施する。 講座の中で、よりよい人間関係の築き方や男女平等の考え方、性別役割分担意識の払しょくについても啓発する。	委託事業者による学校等でのデートDV防止講座を実施している。 【実施実績】 令和5年度講座参加者数計635名（区立中学校4校で実施）	A	現状：区内の小中高校等に案内し、希望する学校等へ講師を派遣しており、デートDV予防啓発に効果を発揮している。	継続	毎年4回以上の講座実施を目指し、周知を展開する。	人権・男女共同参画推進センター
117		若年層に向けた広報媒体の拡充	若年層と親和性の高いSNS、動画、キャラクター等の活用、参加型の啓発活動を展開する。	・SNSによる、各種啓発期間等にちなむ情報発信（10回） ・区ホームページ及び区公式YouTubeチャンネルにおけるデートDV予防啓発動画の公開 ・若年層を主な対象とするワークショップ、映画上映会の実施 【実施実績】 令和5年度ワークショップ、映画上映会参加者計：92名（2回実施）、動画再生数・動画掲載ページアクセス数計：2,855回	A	現状：ワークショップ実施後のアンケートでは、今後も同様のワークショップを行うべきとの回答が多数を占めており、一定の効果があると認められる。 課題：若年層の参加が少ないため、若年層への訴求をより高めることが重要である。	継続	多様な媒体による展開について検討を継続するとともに、令和8年度までにワークショップ等参加者数及び動画再生数・動画掲載ページアクセス数を令和4年度比で10%増加させる。	人権・男女共同参画推進センター

※令和5年度以降に変更された取組、内容、担当部署については、下線を付しています。

【全庁的に取り組む事業】

重点目標 1 仕事と生活の調和した暮らしやすいまち

課題 (1) 就業における男女共同参画の推進

方向性① 男性中心型労働慣行の改善

評価： 各部署での評価（5（徹底して実施できていた）、4（ほぼ実施できた）、3（概ね実施した）、2（あまり実施していなかった）、2（あまり実施していなかった）、1（実施していなかった））の平均値を掲載

事業No	再掲	取組	内容	評価	特筆すべき取組（一部抜粋）	担当課
7		会議等における男女比の配慮	庁内外を問わず、政策・方針意思決定過程で男女が平等に参画し、多様な視点を取り入れることができるよう男女比に配慮する。	4.1	<ul style="list-style-type: none"> <li>（経営企画部）庁議における女性の参画比率を30%以上とするため、引き続き、参与として女性職員をメンバーに追加している。</li> <li>（新庁舎・施設整備部）まちづくり意見交換会において、多くの女性に参加いただいた（参加者の4割）。</li> <li>（総務部）各係に割り当てを行い、課長会に女性職員が必ず出席するようにした。課内の会議等も、男女比が偏らないようにしている。</li> <li>（都市開発部）前年同様、男女の区分けをせず全体に声掛けを行い、希望があれば誰でも参画できるようにしている。</li> <li>（生活振興部）係長会、事務担当者会において男女の比率を考慮した取り組みを実施した。</li> <li>（福祉部）課内打ち合わせ、会議については男女の区分けをせず声掛け、参画できるようにしている。</li> <li>（区議会事務局）男女の区分けを行わず、職員の役職、能力や本人の希望に応じて、会議への出席や各行事への従事を促している。</li> </ul>	全庁

## 重点目標 2 男女共同参画の理解を深め幅広く活躍できるまち

### 課題 (1) 男女共同参画の理解促進と教育の充実

#### 方向性 ③ 人権教育を通じた性的指向・性自認等の多様な性に対する理解促進

評価： 各部署での評価（5（徹底して実施できていた）、4（ほぼ実施できた）、3（概ね実施した）、2（あまり実施していなかった）、2（あまり実施していなかった）、1（実施していなかった））の平均値を掲載

事業No	再掲	取組	内容	評価	特筆すべき取組（一部抜粋）	担当課
50		発行物における表現の配慮	区発行物において、暴力や性に関する表現について、誤った内容や過激な表現等を用いないように配慮をする。	4.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（SDGs推進部）広報誌掲載やSNS発信を主管課からの依頼により実施した。掲載前に広報課として内容をチェックして掲載した。</li> <li>・（新庁舎・施設整備部）「公共施設再編・整備計画」において、男性と女性ともにイラストを採用した。また、計画内には「集約・複合化の施設整備の際には、オールジェンダートイレの設置検討」という記載をした。</li> <li>・（総務部）令和4年度に作成・公表した「男女共同参画の視点に立った表現ガイドライン」に基づき、発行物に使用するイラストや配色を、ジェンダーバイアスに繋がらないように配慮した。また、e-ラーニング「性の多様性」、「アンコンシャスバイアスに気づこう」を実施し、発行物の表現における注意点等を庁内に周知した。</li> <li>・（環境部）発行物に使用するイラストを、ジェンダーバイアスに繋がらないように配慮した。（例：発行物に登場する男女比を同数にするなど）</li> <li>・（子ども家庭部）保育の質ガイドラインのイラストには、表現ガイドラインに沿うように、男性保育士や男性が子育てをしている絵や多様な子どもの姿を選定している。また、ひとり親家庭のしおりでは、配色や使用するイラストをジェンダーバイアスに繋がらないように配慮した。</li> </ul>	全庁
52		区施設のバリアフリー化の促進	区施設の出入口部分の段差解消やスロープの設置、「だれでもトイレ」の整備など、誰もが暮らしやすい環境づくりを行う。	4.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（新庁舎・施設整備部）「バリアフリー法」及び「東京都建築物バリアフリー条例」に基づいて、児童文学館を建築した。また、新庁舎基本設計方針において、バリアフリーや多様な性に配慮した。</li> <li>・（生活振興部）所管施設は全て出入口部分にスロープないエレベーター入口があり、各施設1か所以上だれでもトイレを設置し、バリアフリー化を行っている。また、男女問わずトイレにサンタリーボックスを設置し、疾患のある方も安心して利用できる環境にしている。</li> <li>・（福祉部）福祉推進課の窓口は本庁舎2階にあり、特に車椅子利用の方などは階段昇降に苦慮することから、職員から出向き、近くの窓口を借りるなどして対応してる。タブレットを利用した通訳や手話などできるかぎり心と身体バリアフリーを意識している。</li> <li>・（介護保険課）受付窓口に筆談用の電子メモパッドを設置し、受付・相談時のバリアフリーを促進している。</li> <li>・（区立通所施設「虹の家」および「みんなの家」において来客用を兼ねる職員用トイレ等の様式化工事を行い、さまざまな来所者に利用しやすいトイレとした。</li> <li>・（健康部）施設外階段部分に手すりを設置した。また、サンタリーボックスを男女のトイレに設置しており、疾患のある方も安心して利用できる環境にしている。</li> <li>・（教育委員会事務局）学校改築時にスロープ等の段差解消、バリアフリートイレ等を整備するほか、既存校においても引き続き整備を進めている。</li> <li>・（区議会事務局）議場傍聴席に段差緩和用手すりを設置した。また、本会議傍聴席用に階段昇降車を導入した。</li> </ul>	全庁

課題（2）地域活動への男女共同参画による活性化  
方向性① 地域活動における男女共同参画の推進

評価： 各部署での評価（5（徹底して実施できていた）、4（ほぼ実施できた）、3（概ね実施した）、2（あまり実施していなかった）、1（実施していなかった））の平均値を掲載

事業No	再掲	取組	内容	評価	特筆すべき取組（一部抜粋）	担当課
58		審議会等における区民委員等の参画	政策・方針意思決定過程で男女が平等に参画し、多様な視点を取り入れることができるよう委員選出時の男女比に配慮する。	3.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>（経営企画部）所管する会議体で区民委員の追加をした際、男女比に配慮した構成となるよう女性を選出した。</li> <li>（危機管理部）江戸川区防災会議においては防災における女性の意見を反映させるため、令和4年度に条例改正を行い、委員の総数増を行った。令和5年度では6号委員として女性委員が14名増え、87名中21名が女性委員となった。</li> <li>（都市開発部）委員委嘱を行う際に、可能なら女性の委員を推薦して頂きたい旨を伝えた。</li> <li>（環境部）委員に女性が少ないため、委員の推薦依頼を行う際に、要綱に充て職を規定する団体以外については女性の登用が可能か確認するように努めた。</li> <li>（健康部）委員の推薦依頼を行う際に、多様な参画を推進するため、性別に偏りがないよう配慮をお願いする旨を依頼文に記載した。</li> </ul>	全庁
58		審議会等における区民委員等の参画	政策・方針意思決定過程で男女が平等に参画し、多様な視点を取り入れることができるよう委員選出時の男女比に配慮する。		<p><b>【推進会議委員の意見等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度の推進会議では、附属機関・審議会等における女性の登用状況について、令和4年4月1日付では江戸川区は22.3%と、他区と比べて非常に低いということを昨年度議論した。</li> <li>・令和4年度以降、様々な見直しを実施し、区内でも体制を構築したと思うが、翌年度には28.1%に上がっているというのは、成果として言うことができ、他区と比べても遜色ない数字になってきたと思う。</li> <li>・数字が大きく改善されていたことについて、とても良かったと思った。推進会議に意味があったのではないかと思い嬉しかった。</li> </ul>	

### 重点目標3 男女問わず誰もが尊重され安心して暮らせるまち

#### 課題(2) 生涯を通じた健康支援

#### 方向性③感染症の流行を踏まえた事業実施体制や周知方法の構築

評価：各部署での評価（5（徹底して実施できていた）、4（ほぼ実施できた）、3（概ね実施した）、2（あまり実施していなかった）、2（あまり実施していなかった）、1（実施していなかった））の平均値を掲載

事業No	再掲	取組	内容	評価	特筆すべき取組（一部抜粋）	担当課
107		ICTを活用した啓発・相談等の実施	オンライン講座やオンライン相談など、ICTを活用した啓発・相談等を実施する。	3.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（新庁舎・施設整備部）公募型区民ワークショップ等においてオンライン会議を実施した。</li> <li>・（総務部）オンライン開催が困難な講座等を除き、全ての啓発講座・講演会等についてオンライン同時配信を行っている。審査請求手続について、電子申請化を行っている。</li> <li>・（福祉部）デジタルデバイドの解消のため、くすのきカルチャーセンターやくすのきクラブ等で高齢者団体に対して出前スマホ教室を実施した。医療及び介護関係者向けに実施している研修について、令和2年度よりWeb方式を導入しており令和5年度についても継続して実施している。</li> <li>・ 手当に関することについて、オンライン相談ができるよう整備し、ホームページで周知している。</li> <li>・ 生活保護・生活困窮及びひきこもり支援においてオンラインで相談を受け付けている。</li> <li>・（子ども家庭部）保護者連絡システムを活用した情報提供を実施した。</li> <li>・ ひとり親家庭のためのパソコン講座（全3回）・セミナー（全3回）の動画配信及びオンラインによる法律相談を実施した。</li> <li>・ 令和5年2月より実施したSNSを活用した相談に加え、令和5年9月よりオンライン相談を実施した。また、保護者や関係機関との面談、会議等をリモートで実施した。</li> <li>・（教育委員会事務局）就学手続きに関する相談について、オンライン相談ができるよう整備し、ホームページで周知した。</li> </ul>	全庁
107		ICTを活用した啓発・相談等の実施	オンライン講座やオンライン相談など、ICTを活用した啓発・相談等を実施する。		<p><b>【推進会議委員の意見等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各取組の評価の全庁平均値を鑑みると、ICTを活用した啓発・相談等の実施に特に取り組むべきと考える。</li> </ul>	